【仕様書叩き台】概略仕様書（機能）_06_滞納管理

| 機能名等 | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | 選定地方団体_機能要件 | | | | | 標準化検討 | | 構成員　NTT自ご意見（点的） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | B市 | C市 | D市 | E市 | I市 | 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
| 2.4.16. | 分納誓約による時効中断処理 | 分納誓約に伴う時効中断の処理ができること。 | | ■滞納整理 分納 納付計画（110）<br>・分納誓約をすることにより自動で時効中断ができること。 | | | | 分納誓約に伴う時効中断の処理ができること。 | （黒字：必須）<br>分納誓約は時効中断要件であるため、必須機能であると想定しています。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 | 時効の更新（I市）<br>**【提案】たたき台を、分かりやすさの観点から「分納誓約に伴う時効の処理を、並今遡り行えること。」という表現に修正する。**<br>**【事務局】「時効中断」の表現について、民法改正に伴う時効の完成猶予、更新への表現の修正は、滞納RT後に実施する。**<br><br>・問題なし。(C市)<br>・特に意見なし。(E市)<br>・債務の承認は時効更新要件であり、記載の通り。(J市)<br><br>・分納制約より債務承認が表記は適当だと考えます。(H市)<br>**【提案】分納誓約は分納計画に伴う納付誓約と言えるが、債務承認は分納計画策定を伴わない場合があり、包含しないため、たたき台上の、「分納誓約」については、2.4.15.のとおり、「納付誓約」に変更する。**<br><br>・また、時効中断の考え方がいろいろあるが（承認時に１度きり、約束履行中はずっと時効中断する等）民法の規定によれば債務承認した期別のうちどこか一部でも自主納付があれば時効は中断することから、どのように時効処理するか注意が必要と考えています。(H市)<br>**【回答】あくまで分納誓約は承認行為であり、承認時に時効が更新されると理解。**<br>**【提案】たたき台の記載で対応可能と整理。**<br><br>・ちなみに債権が一本という理由で同じ課税通知の各期別については、どれか一部でも納付があれば別の期別の時効も延長するという考え方もあります。(H市)<br>**【事務局】2.11.4.時効完成日自動計算で対応。**<br><br>・なお、全体を見て分納制約や差押等のイベントごとに時効管理をするような仕様書案が記載されていますが、民法の規績入不存在の場合等、特にシステム上登録するものがない場合の時効延長があり得ますので時効管理の項目を新設して議論した方がよいと考えます。(H市)<br>**【事務局】2.11.2.時効管理で、時効中断事由を設定できるため、対応可能と整理。** |
| 2.4.17. | | 誓約日を必要に応じて変更し（または承認日を設定し）、当該変更日（または承認日）を時効の起算日とすることができること。 | | | | | | 誓約日を必要に応じて変更し（または承認日等を設定し）、当該変更日（または承認日等）を時効の起算日とすることができること。 | （黒字：必須）<br>分納誓約の承認日に時効を中断し、当日をもって時効の起算日とするため、必須機能であると想定しています。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） | a)<br>・問題なし。(C市)<br>・手紙で債務承認書を提出してもらうことがあり、その場合は文書に記載された日付が本人が承認した日として時効中断処理をするため必要な機能です。(H市)<br>・確認しました。電話で分納を約したが、誓約書については後日郵送により提出した場合、提出日ずなわち意思表示到達日を起算日としている。(I市)<br>・記載の通り。時効計算のため必要。(J市)<br><br>・必要と考えるが、当市の分納の運用が2.4.12で記載した内容であるため、時効中断を別入力で運用している。(E市)<br>【提案】2.4.12.「分納誓約情報管理」で対応可能か。(E市)<br>⇒浜松市では分納計画を削除しないと業務上不具合があるため、2.4.12で記載した運用をしている。業務上問題（例えば2.2.1でいう催告発送除外条件にある分納誓約があることで分納誓約終了後も催告対象者から除外されてしまう等）がなければ、2.4.12で対応可能と考えます。(E市)<br>**【提案】たたき台はこのままとする。（2.4.12.のとおり時効の中断と正確な分納計画を実現させるには、徴収の分納計画策定（2.4.3.）、分納計画の修正、削除機能（2.4.1.）で対応可能）**<br><br>b)<br>・時効の起算日ではなく時効中断理由の起算日が適当と考えます。(H市)<br>**【事務局】民法改正に伴う時効の完成猶予、更新への表現の修正は、滞納RT後に実施する。**<br><br>・【確認】何故変更（日）という記載なのでしょうか。間違えて登録した時に修正できるようにするという意味なのでしょうか。(H市)<br>**【回答】変更された誓約日・承認日を時効の起算日として設定できるという趣旨。**<br>**【回答】2.4.12.分納誓約情報管理の、分納誓約情報を修正、削除できる機能で対応。** |
| 2.4.18. | | 分納約束については、時効に影響のない分納処理を行うことができること。 | | | | | | 分納約束については、時効に影響のない分納処理を行うことができること。 | （経字：要検討）<br>時効に影響のない分納処理の具体例について、確認いたします。<br>また、損及についても確認いたします。 | ＜要確認事項＞<br>a)時効に影響のない分納処理について、どのような場合に行われるかご教示ください。（I市）<br>分納誓約を行わない分納＝時効に影響のない分納、という想定です。 | a)<br>■分納誓約を行わない具体例<br>・分納誓約を伴なわい分納計画は、納税義務者、または配偶者以外と約束する際に行っている。(C市)<br>・分納誓約を伴わない事業上の分割納付であり、かなり多く行っていたため必要と考える。(E市)<br>・お見込みの通り。(I市)<br><br>・【確認】誓約のグループ管理をしないということでしょうか。なんにしても本人からに自主納付があれば債務承認による時効延長処理されることが一般的な運用である認識ですが、何のために必要な機能なのでしょうか。(H市)<br>・債務承認にあたらない分納ということでしょうか？　滞納者本人の分納・一部納付であれば、通常は承認で時効の更新事由と思います。(K市)<br>**【回答】分納計画策定時に、分納誓約を取るずに策定することで、時効が延長しない機能を承している。**<br><br>【事務局】配偶者、配偶者以外と分納誓約することに、法的な問題はないでしょうか。（C市）<br>⇒当市のシステムでは約束管理の機能がないため、保留上、分納機能を使用しています。納税義務者及び配偶者以外の場合はあくまでも約束管理のためであり、分納誓約は行っていません。（C市）<br>【事務局】自動で時効中断される機能があれば、本機能は不要か。必要であれば、どういった理由で必要でしょうか。※電話誓約、対面誓約、誓約書記載のいずれにおいても、時効中断がなされるという見解があるため、確認させていただくものです。（E市）<br>⇒当市では誓約を伴わない分納約束（電話での分納約束、対面のみで書面をとらない分納約束）では債務の承認による時効中断として扱わないため、むしろ、時効に影響のない分納処理の機能は必要です。（E市）<br>【事務局】貴市における、本機能の用途をご教示ください。※電話誓約、対面誓約、誓約書記載のいずれにおいても、時効中断がなされるという見解があるため、確認させていただくものです。（I市）<br>⇒確認事項欄に記載されていないずれの方法も、民法第152条第１項における「権利の承認」にあたりますので（たとえば「我妻・有泉コンメンタール民法第４版」317頁には「承認は、他の中断事由と異なり、なにも形式上の制限がない。」とある）、時効が更新されますが、後にこの点が争いになった場合に備え、表題が「納税誓約書」とあり、「下記市税は、私（当社）に納付（納入）の義務があることを承認します。」などの文言が記載されている書面に、納税義務者の住所・所在、氏名・名称、電話番号を記載のうえ、押印（本人授えとの契印を含む。）させた書面の提出をもって、上記「権利の承認」としております。なお、地方税法第48条にて東京都様へ徴収の引継ぎを行うこともあり、誓約書の各〇〇の欄に目にも押印させています。<br>他方、分納約束の際に作成し、本人へ交付する「納税約束書」には、「令和〇年〇月〇日にお約束いただいた内容は下記のとおりです。」と（だけ）記載がされているもので、納税義務者の氏名などは印字されている無意なものとなります。<br>以上から、確認事項欄のうち、電話による文涉でも体面による文涉でも構いませんが、結果として上記様式を備えた誓約書の提出をもって、時効が更新される扱いです。<br>**【提案】徴税の承認について、分納誓約（時効の中断を伴う）には該当しない分納約束として、誓約書を提出しないケースでは時効中断しない分納計画を策定できるよう、たたき台の画字は必須機能化する。** |
| 2.4.19. | 分納履行状況管理 | 分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。<br><br>また、履行状況は自動で反映・更新されること。 | | ■滞納整理 照会・発行 滞納催告書（52）<br>・〈分納者用継続依頼〉 納付誓約や納付約束をした場合で、滞納調定で未税未納額、または延滞金未納額があり、かつ分納継続中のものに対して、分納者用継続依頼（滞納催告書の文面が違うもの）が出力できること。また、その出力した該当者一覧が出力できること（EUCでも可）。<br>分納履行者又は不履行者の把握ができること | 9.3.3.2 納税誓約<br>３分納監視抽出<br>分納不履行者の一覧を抽出し、表示することができる。<br>４不履行対応入力ができること。 | ■徴収緩和／バッチ処理 帳票出力 分納履行実績表作成（102）<br>・徴収緩和編集で作成された分納計画ファイルより、分納履行実績表を編集、出力できること。 | ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付<br>・納付計画の履行催告書を印刷できること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画履行状況表示<br>・納付計画の履行状況を表示すること<br>・分納履行状況を納付状況に合わせ、自動的に更新すること<br>・期限後納付のリストを出力できること | 分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了等）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。<br>分納不履行者及び完納者を抽出できること。 | （黒字：必須）<br>分納履行状況の管理は、分納計画が不履行であれば滞納処分に移る必要があるため、職員が把握する必要があること等から、必須機能であると想定しています。<br><br>B,E市、S社では不履行者に対する分納履行の通知（催告）を記載していますが、2.2.3.で定義されているため、本たたき台上は記載しません。<br><br>また、S社では分納不履行回数を指定した対象者抽出機能を記載していますが、利用されるシーンが限られるため、過度なカスタマイズと判断し、たたき台上は記載しません。<br>（不履行回数1回、2回、3回…と分けて対応を変えるのは、一般的ではないように思えます） | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 | ・U社ではないのか。(I市)<br>**【事務局】要件の考え方・根拠を、S社でなくU社に修正する。**<br><br>・問題なし。(C市)<br>・特に意見なし。(E市)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>・履行状況の判定基準が明らかでないため、月次又は日次で計画額と入金額を比較して自動的に登録することとした方がよいと考えます。(H市)<br>**【提案】「日次で、納付計画額と実際の入金額を比較し、履行状況を把握できること。また、履行状況は自動で登録、更新されること。」を、たたき台に必須機能として追加する。** |
| 2.4.20. | | 分納誓約者のうち、完納者を抽出することができること。 | | 分納履行者又は不履行者の把握ができること | | | | 分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了等）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。<br>分納不履行者及び完納者を抽出できること。 | （黒字：必須）<br>各団体、ベンダの要件に記載が少ないですが、完納者を抽出し、分納フラグの削除などに抽出結果を使用するため、必須機能であると想定しています。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） | a, b)<br>■不要<br>・当市では、完納者の抽出は行っていません。(J市)<br>■必要<br>・問題なし。(C市)<br>・計画の立て直し、滞納者情報の整理、処分保除等のため必要な機能である。(E市)<br><br>・分納誓約に限らず、分納を約している場合全般を対象にしてほしい(I市)<br>・2.4.21とまとめて履行状況で抽出できることでよいと考えます。(H市)<br>**【提案】2.4.21.「分納不履行管理」において、「分納誓約者のうち、分納不履行者を抽出することができること。」を、「分割納付者について、履行状況毎に抽出できること」にたたき台を修正する。** |
| 2.4.21. | 分納不履行管理 | 分納誓約者のうち、分納不履行者を抽出することができること。<br>また、不履行回数ごとに抽出できること。 | | 分納履行者又は不履行者の把握ができること | 9.3.3.2 納税誓約<br>３分納監視抽出<br>分納不履行者の一覧を抽出し、表示することができる。 | | ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付<br>・指定した履行期限間の納付計画が不履行であるものを抽出できること<br>・納付計画が不履行である計画書一覧（対象者・履行予定日・分納金額）を、担当者別に印刷できること | 分納計画に対する履行状況（履行中、不履行、分納完了等）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。<br>分納不履行者及び完納者を抽出できること。 | （黒字：必須）<br>各団体、ベンダの要件に記載が少ないですが、分納不履行者を抽出し、分納不履行者向けの催告書出力などに抽出結果を使用するため、必須機能であると想定しています。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)なぜその機能が必要かやなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） | a, b)<br>■必要<br>・問題なし。不履行回数までは本当市では機能ないが、あっても良い。(C市)<br>・記載の通り。分納計画の履行確認に必要。(J市)<br><br>■不履行回数の考え方<br>・不履行者の抽出は必要（処分へ移行等）、回数ついては1回目、2回目までは必要。(E市)<br>・問題ないと考えます。２回目の不履行で差押処分に移行する等の運用上で不履行回数が必要であると想定します。なお、不履行回数も履歴情報で管理すればよいと考えます。(H市)<br>・同上。ただし、納付処理や分析を無視した滞納整理の観点だけであれば、回数は初回のみで良いと思われる。初回を不履行で、２回目からずっと納めてくる方は稀。むしろ、初回不履行者を抽出し、早期催告するのが一番効果があると思われる。(I市)<br>**【提案】回数について、各構成員から2回までという意見があるが、回数に上限を設定せずとも利用可能な機能であると思われるため、たたき台はこのままとする。**<br><br>・必要な機能と考えますが、どの時点で不履行判断とするのか（経過日数等）変更等できるのでしょうか？(K市)<br>**【回答】不履行判断については、分納誓約で設定された納期限を前提とする。システム上での不履行判断の基準変更については、基本的には不要と理解している。現込のタイミングなどで数日反映が遅れるのは一般的であり、「納期限経過後〇日で、次のアクションを起こす」等、自治体内部で指針を決めるケースが多いと思う。** |
| 2.4.22. | | 分納不履行管理（リスト打出）ができること。<br>また、納付回ごとの履行有無が参照可能であること。 | | ■滞納整理 分納 納付不履行者リスト作成（126,127）<br>・納付書交付の納期限を経過後も未納の者を対象に、納付不履行者リストを作成する。<br>・分納計画の納期限を経過後も未納の者を対象に、分納不履行者リストを作成する。 | 9.3.3.2 納税誓約<br>４不履行対応入力ができること。 | ■徴収緩和／バッチ処理 帳票出力 分納不履行者一覧表作成（95）<br>・徴収緩和編集で作成された分納計画ファイルより、分割納付不履行者の情報を抽出し、分納不履行者一覧表を編集、出力できること。<br>■徴収緩和／バッチ処理 帳票出力 分納不履行一覧表（回数指定）（96）□<br>・徴収緩和編集で作成された分納計画ファイルより、分割納付不履行者の情報を抽出し、分納不履行者一覧表（回数指定）を編集、出力できること。 | ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画の履行催告書を印刷できること<br>・納付計画の履行催告書を担当者・対象者別に一括発行できること | 分納不履行管理（リスト打出等）及び再相談者のスケジュール管理等ができること。 | （黒字：必須）<br>分納不履行者のリストをもとに、分納不履行者に対する通知書の送付等の業務が実施されたため、必要性が高く、必須機能であると想定しています。<br><br>（経字：要検討）<br>納付回ごとの履行有無参照機能は、納付履歴を確認すれば参照可能であるため、必須機能とは言えないと判断し、利用頻度を確認します。 | ＜要確認事項＞<br>a)納付回ごとの履行有無参照機能について、現行システムで運用されているかご教示ください。必要性は高いでしょうか。 | a)<br>■不要<br>・当市では、納付回毎の参照機能はなし。(C市)<br>・機能の内容や詳細が今一つわかりかねるのですが、たとえば６回の分納を組んでいる計画について、２回目だけを見たり、３回目だけをみたりする機能であれば、そういった運用は行っておりませんし、不要です。(I市)<br><br>■必要<br>・納付者であるより、最終回1回前、最終回であるかを把握する必要がある。(E市)<br>・分納計画の履行確認は担当者が個別に案件ごとに行っており、機能としては使用頻度は低いが、業務効率の向上に有用と思われる。(J市)<br>**【確認】納付期限を参照すれば、画字の問題を充足できるか。**<br>**【提案】上記で充足できない場合は、業務効率化に有用であるため、たたき台の画字を必須機能とする。**<br><br>・不履行者に対する一斉催告を発送することも想定されるため、ＣＳＶデータの出力機能も必要と考えます。(H市)<br>（2.4.28H市意見関係）<br>**【確認】他の構成員において、分納不履行者リストのCSV出力機能は、必要性が高いか。** |

| 機能名等 | | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | B市 | C市 | D市 | E市 | I市 | 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2.4.23. | | *分納不履行者のうち、再相談者について次回来庁日などがスケジュール管理ができること。<br>また、再相談日（次回来庁日）を入力することで、スケジュールに自動反映できること。* | | ■滞納整理 交渉記録・滞納者管理　スケジュール管理（91）<br>・交渉記録の登録や分納登録を行った内容は、すべて担当者のスケジュール画面へ予定として表示できること。<br>■滞納整理 分納 分納照会（122）<br>・誓約時に次回来庁日を入力を行えば、スケジュールに自動反映されること。 | | | | 分納不履行管理（リスト打出等）及び再相談者のスケジュール管理等ができること。 | （青字：オプション）<br>再相談日（約束内容）内容がスケジュールに自動反映されることで、漏れのないスケジュール管理に寄与すると考えます。<br>団体によって使用に差が出ると考えており、オプション機能での定義にあたり、必要性を確認いたします。 | ＜検討事項＞<br>a)現行システムでスケジュール機能がある場合、本機能を使用しているかご教示ください。 | a)<br>■機能なし<br>・当市システムに該当する機能なし。(C市)<br>・機能なし(I市)<br>・分納不履行者に特化したスケジュール機能はない。(J市)<br>・不履行者の再相談のスケジュール管理としての使用はしていない。来庁予定者としての管理は行っている。(E市)<br>■不要<br>・便利機能であり、前回の分納管理を取り消し、新たな分納管理を登録することで対応可能であることから仕様上からは外してもよいと考えます。(H市)<br>**【提案】現在運用する徴収員がいないこと、また、スケジュールへの自動反映は新たな分納管理登録を2.3.6.「納付約束情報管理」で対応可能であるため、たたき台を削除する。** |
| | 2.4.24. | 分納納付書の作成 | 分納納付書は通常の納付書様式で出力できること。 | No. 3-3_4 | | | | | 分納納付書であっても通常のオンライン、バッチ出力する様式で出力できること。 | （黒字：必須）<br>分納納付書と通常の納付書は同様の様式で出力されるのが望ましいため、必須機能であると想定しています。 | ＜要確認事項＞<br>a)通常の納付書と分納納付書で、様式を変更している場合があれば、ご教示ください。<br>b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） | a)<br>■納付書と分納納付書で様式に変更なし<br>・様式に変更なし。(C市)<br>・していない。(I市)<br>・変更していない。(J市)<br><br>・通常の納付書の考えについて教えていただきたい。当市では滞納管理システムから出力される納付書（再発行納付書、分割納付書、配当消込用納付書）は同じ様式をしている。当初の納付書とは異なっている。(E市)<br>**【回答】「再発行納付書」は"通常の納付様式"を指定。当初納税の納付書とは別だが、再発行納付書と分納納付書が同様である。**<br>**【提案】たたき台の「通常の納付書」を、「再発行納付書」に修正する。**<br><br>・納付書の様式は必ず決めなければならないことで、それ以外の納付書を印刷する教えて記載する必要はないと考えます。(H市)<br>**【提案】本要件は、分納納付書は再発行納付書と同じという資料としている。実際の出力機能は2.4.25.で対応できるため、本たたき台を削除する。**<br><br>・現行システムでは、分納納付書は分納回ごとに１枚にまとめています。様式が同じということで、このような機能は存続できますか？(K市)<br>**【回答】合算納付書の対応は、収納側でオプションとして機能を規定しているため、オプションで存続が可能（3.1.3.で検討）。**<br><br>b)<br>特になし |
| | 2.4.25. | | 分納計画に基づいて分割納付書を作成できること。また、一度に指定した回数分の分割納付書を作成できること。<br>*指定した履行期限より前に納付されていない納付計画（納付約束不履行）がある場合、分割納付書作成をしない。* | | ■滞納整理 分納 分納照会（123）<br>・納付月毎の納付書を発行することができること。 | 9.3.3.2 納税誓約<br>納税義務者の納税計画に対する納税誓約書を受け取り、情報を管理する。<br>３帳票印刷、納付書印刷ができること。 | ■オンライン処理 徴収緩和 分納誓約（74）<br>・分納誓約情報の登録後、分割納付計画の自動計算ができること。また「分割納付書」「分割納付計画書」「分割納付誓約書」の出力ができること。 | ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画作成<br>・納付計画の履行日を指定して、納付書を印刷できること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画に沿った納付書作成<br>・指定した履行期限間の分割納付用納付書・案内文・送付媒体（なるべく一体の様式で、送付するまでの工程に効率的な工夫がされていること。）を一括作成できること<br>・指定した履行期限間より前に納付されていない納付計画（納付約束不履行）がある場合は、分割納付用納付書の一括作成から除外すること<br>（ヒューマンエラー防止のためと思われます）、必要性について確認します。<br>※機能として存在しない場合は、目的（納付不履行者に次回分割納付書を発送しない）を実現する運用方法の提案を優先すること<br>・指定した履行期限間の分割納付用納付書の一括作成から除外した計画は、不履行として登録されること<br>※機能として存在しない場合は、目的（納付不履行者を把握する）を実現する運用方法の提案を優先すること<br>・納付計画に沿った納付書をすべて印刷できること | 次の2項目について選択できること、また加算月の設定ができること。<br>・一度に指定した回数分の分納納付書を作成できること。<br>・毎月指定した時期（下旬）に納付書を出力できること。その場合、月末納期を基本とするが設定で指定日を納期印字できること。<br>また、分割納付の納期は毎月指定した時期に設定でき、任意の日付を指定可能で指定した日付が税祭日にあたるときは自動的に翌営業日に修正されること。 | （黒字：必須）<br>分納計画に基づいた分割納付書の作成は、分納計画を正しく履行いただくために必須機能であると想定しています。また、作成枚数の指定は、滞納者の希望によって作成枚数が異なるため、必須機能であると想定しています。<br><br>（緑字：要検討）<br>以前の分納計画（不履行）が残っている場合分割納付書の作成をしないような仕組みを記載していますが（ヒューマンエラー防止のためと思われます）、必要性について確認します。<br><br>なお、E市では以前の分納計画（不履行）が残っている場合分割納付書の作成をしない機能を記載しており、その場合新規の分納計画を不履行として設定するよう記載していますが、他市に記載がなくE市特有の機能と思われるため、本たたき台では記載しません。 | ＜要確認事項＞<br>a)以前の分納計画（不履行）が残っている場合分割納付書の作成をしない機能について、使用頻度をご教示ください。必要性は高いでしょうか。（E市）<br>　例えとして、別税目の分納計画で、以前の分納計画が今回の分納計画に影響を及ぼさない場合等、自治体判断で分割納付書の作成はしてもよいと認識しております。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>・当市では分納場合、文書+納付書を送付し、不履行なら翌月は分納不履行催告文書のみを送付している。（文書、納付書は外部印刷帳票で滞納管理システムからは印データを作成している）(E市)<br>【確認】たたき台の、「また、一度に指定した回数分の分割納付書を作成できること。」で対応可能か。あるいは、初回が不履行の場合、翌月分は分割納付書を出力できなくなる機能が必要ということか。（E市）<br>⇒たたき台の仕様でどう運用するかが難しいと考えます。現在の当市の運用では分納約束月に納付書を送付し、不履行なら翌月は分納不履行催告書を送付している。不履行の誓約書を送付しない理由は同じ納付書が2回いくと2重納付になり、過誤納処理の手間が増える、また不要な納付書の作成を抑えたためのこのような運用をしています。<br>参考件数：2020/8/31期限の分割納付書作成件数1833件うち、不履行催告書（先月不履行）346件<br>**【機能】「また、一度に指定した回数分の分割納付書を作成できること。」の機能で、初回の納付書のみ発送し、初回が納付されたら、2回目の納付書を発付する、という運用で対応可能か。**<br>**【提案】（対応可能であれば）たたき台はこのままとする。**<br><br>b)<br>・作成枚数の制限は、コンビニの収納代行業者の契約上の問題で契約済了時に納付書が使用されないようにするためのもと認識しています。(H市)<br>**【回答】本たたき台は、分納計画に基づき、ひと月分（＝O回分）の分割納付書を作成できる機能であり、作成枚数制限について、記載のケースを想定していないが、記載のケース＆本機能の新規作成機能見りうると理解しています。**<br><br>・【確認】なお、納期未到来の納付書は分納登録時に発行するものと認識ですが、再発行する場合があるとのことでしょうか。納付書を発行しないような長期間にわたる場合は再度納税相談したうえで新規に登録しなおすことが適当ではないでしょうか？(H市)<br>**【回答】納期未到来の納付書の再発行については、ありうると理解（納付書紛失等）。また、長期の納付計画（納付書を発行しきれないほどの）については、仮説に登録し直すかどうかは自治体によって考え方が異なると思われるが、事務局においても、仮説で登録し直すような方法を徹底した方が誤りは防げると思料。** |
| | 2.4.26. | | 分割納付金額について、加算月の設定ができること。 | | ■滞納整理 分納 納付計画（115）<br>・賞与などの特別月には、加算して誓約することができること。 | | | ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付計画作成<br>・支払条件（回数、月額、賞与加算、誓約日、債務承認日、納付履行期限等）を入力し、納付計画を作成できること | | （緑字：要検討）<br>金額に差のある分納計画（賞与月に納付額増等）実現できる機能ですが、他要件と重複する機能と思われるため、詳細を確認いたします。 | ＜要確認事項＞<br>a)2.4.5.において定義される、任意の金額で分納計画を策定が実現する場合、月ごとに納付額設定できる機能となるため、本たたき台は不要となる認識です。<br>b)必要件の必要性について、ご教示ください。 | a.b)<br>・その認識でよい。(C市)<br>・現状設定できるが2.4.5の機能があれば問題なし。(E市)<br>・2.4.5に集約されると考えます。(H市)<br>・2.4.5.において定義されるならば不要。(J市)<br>**【提案】本たたき台を削除する。** |
| | 2.4.27. | | *コンビニ納付・郵便局用納付書両方に対応した納付書の出力ができること。* | No. 3-3_4 | ■滞納整理 照会・発行 コンビニ収納（24）<br>・コンビニ収納に対応できること。<br>■滞納整理 照会・発行 現年催告書（47）<br>・コンビニ収納に対応できること。 | | | | コンビニ納付・郵便局用納付書両方に対応した納付書の出力ができること。 | （青字：オプション）<br>コンビニがない団体や地域もあることから、オプション機能と想定しております。 | ・左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 | ■必要<br>・コンビニ納付について、納税義務者は地域内の者とは限らないため全国のコンビニで納付できる納付書は必須(B市)<br>・問題ないが、指定代理金融機関でも対応できるもの。(C市)<br>・特に意見なし。(E市)<br>・オプションではなく、必須ではないのか。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>・納付書印刷はコンビニ収納業者、郵便局と契約に基づき様式が決まり、ブレ印字の納付用紙に何の項目を印刷するかをシステム上で定義しているだけであり、本件は不要であると考えます。限わりに印刷する納付書を選択（コンビニ、銀行、ゆうちょ等）できる機能が必要と考えます。(H市)<br>**【提案】たたき台の「コンビニ納付・郵便局用納付書両方に対応した納付書の出力ができること。」を、「印刷する納付書について、納付場所（コンビニ、銀行、ゆうちょ等）が指定する様式を選択できること」に修正する。** |
| | 2.4.28. | | 不履行者に対して（分納）催告書を一括出力できること。<br>*また、納付書を併せて一括出力できること。* | No. 3-4_3 | ■滞納整理 照会・発行 滞納催告書（52）<br>・（分納者用継続依頼）　納付誓約や納付約束をした場合で、滞納調定で本税未納額、または延滞金未納額があり、かつ分納継続中のものに対して、分納者用継続依頼（滞納催告書の文面が違うもの）が出力できること。また、その出力した該当者一覧が出力できること（EUCでも可）。<br>分納履行者又は不履行者の把握ができること<br>■滞納整理 分納 分納不履行（125）<br>・分納不履行通知書を一括で作成できること。 | | ■オンライン処理 徴収緩和 分納誓約（75、76）<br>・分納不履行者に対する「分割納付取消予告通知書」の作成ができること。<br>・分納取消通知書が発行できること。 | | 不履行者に対して、不履行初回を対象に（分納）催告書・納付書を一括出力できること。 | （黒字：必須）<br>分納不履行者に対し一括して催告書を送付するのは、不履行者に選挙なく滞納処分を行うなど一般的に実装ノ利用されていると考えており、必須機能であると想定しています。<br><br>（青字：オプション）<br>分納不履行者に対して、分納催告書・納付書を一括して出力するケースについて、団体ごとに納付書を同封する対応が異なると考えており、オプション機能と想定しております。<br><br>S社では折衝記録の自動更新について記載がありますが、2.3.6.で定義されているため、本たたき台上は記載しません。 | ＜要確認事項＞<br>a)現行システムにおいて、不履行者に対して、催告書に納付書を併せて一括出力する運用方法でしょうか。<br>※納付書を同封するかしないかはケースバイケースである認識です。<br><br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>・一括出力でなく、個別出力で対応。(C市)<br>・そういった運用はしていない。記載通りケースバイケースではないだろうか。なぜなら、２か月前の納付書を（期限を再設定せずに）送付したとしても、コンビニなどではじかれるおそれが高いので。(I市)<br>・現行システムにおいて、不履行者に対して、催告書に納付書を併せて一括出力する運用ではありません。(J市)<br>・2.4.25で記載したとおり、当市では1度目の不履行は分納の促す催告書である。2回連続した不履行は分納対象者から除外するが、その際は催告書は送付しない。分割納付をしていない滞納者には年に複数回催告書を送付しているため、分納不履行のタイミングとは異なる。(E市)<br>**【提案】たたき台の青字は削除する。**<br><br>b)<br>・2.4.22に集約でき、出力されたＣＳＶを読み込んで催告書を一斉発送すれば足りるものと考えます。(H市)<br>**【事務局】2.4.22.分納不履行管理で検討。** |
| | 2.4.29. | 分納延滞金計算 | *延滞金が発生している場合には、本税と延滞金を併せた分納、本税額のみの分納、どちらにも対応できること。* | | | | | | 延滞金が発生している場合には、本税（料）と延滞金を併せた分納、本税（料）額のみの分納、どちらにも対応できること。 | （青字：オプション）<br>滞納者の意向や団体の方針によって対応が異なると考えており、オプション機能と想定しております。<br><br>各団体、ベンダで記載は少ないため、必要性を確認いたします。 | ＜要確認事項＞<br>a)下記パターンが考えられますが、認識齟齬はございますでしょうか。<br>　①本税と延滞金をまとめて古い期別から順に納付するパターン（本税、延滞金を合計した未納分一括納付を含む）<br>　②先に本税のみを分納し、分納完了後に確定延滞金の分納計画に移るパターン<br>　なお、延滞金を優先して分納するパターンは想定していませんが、運用する場合はあるでしょうか。<br>b)本機能の必要性は高いでしょうか。 | a.b)<br>■2のパターン<br>・当市では②で対応。本税優先の観点から。(C市)<br>・②の方法で行っている。延滞金を優先して納付をしてしまうと延滞金の計算がされなくなるエラーが起こるため行っていない。(E市)<br>・原則、②パターンで分納計画作成します。なお、延滞金を優先することはありません。高額な延滞金滞納もあり、必要。(J市)<br>■両方のパターン<br>・①②が想定されます。(K市)<br>・パターンの認識齟齬はなし。延滞金優先の対応をした覚えはない。必須といえるほど高い。(I市)<br><br>・2.4.41に集約されると考えます。(H市)<br>**【提案】①②いずれもありうるため、本要件を必須機能とし、2.4.4.「分納計画策定」に移動する。** |
| | 2.4.30. | 分納用口座管理 | *口座振替用の口座とは別に、分納用の口座を管理できること。* | No. 3-3_2 | ■滞納整理 分納 納付計画（113）<br>・分割納付による支払い方法として、納付書以外に口座振替も対応できること。 | 4　口座情報<br>口座管理の口座照会とリンクさせ口座情報を表示する。 | | | 口座振替用の口座とは別に、分納用の口座を管理できること。 | （青字：オプション）<br>分納用に口座振替について、団体によって対応が異なるため、オプション機能と想定しております。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 | ・問題ないが、不履行が損発する恐れあり。(C市)<br>・特に意見なし。(E市)<br>・オプションでよいと考えます。（なお、当市では実施していません。）(H市)<br>・確認しました。(I市)<br>・分納の口座振替は行っていません。(J市)<br>**【提案】賛同に前向きな意見がないため、本要件は削除する。** |
| | 2.4.31. | 分納の口座振替 | *口座振替依頼書（データ・紙）を個別に作成できること。* | | | | | | 分納の口座振替ができ、口座振替依頼書（データ・紙）を個別に作成できること。 | （青字：オプション）<br>分納用に口座振替について、団体によって対応が異なるため、オプション機能と想定しております。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 | ・問題ないが、当市では恐らく使用しない。(C市)<br>・特に意見なし。(E市)<br>・2.4.31に集約できると考えます。なお、この場合収納側に消込の連携について記載する必要があると考えます。(H市)<br>・確認しました。(I市)<br>・分納の口座振替は行っていません。(J市)<br>**【提案】2.4.30.分納用口座管理同様、本要件は削除する。** |
| **2.5. 徴収（換価）猶予処理** | | | | | | | | | | | | |

| 機能名等 | | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | B市 | C市 | D市 | E市 | I市 | 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2.5.1. | 徴収（換価）猶予の管理 | 徴収（換価）猶予、猶予の期間延長について管理（参照、登録、修正、削除）できること。<br><br>【猶予に係る登録情報】<br>猶予区分（当初、延長）<br>申請年月日<br>許可区分<br>不許可理由<br>決定年月日<br>開始年月日<br>終了年月日<br>決議年月日<br>猶予理由<br>延滞金減免率<br>取消起案年月日<br>取消決議年月日<br>取消理由<br>担保の設定 | No. 6-8_2<br>No. 6-9_2 | ■滞納整理 時効・納期限管理 徴収猶予<br>（184.185.187）<br>・徴収猶予を入力することにより、通知書等を作成することができること。また、取消、抹消ができること。<br>・対象となる滞納市税を選択することができること。<br>・期間延長入力または変更入力が可能なこと。<br>■滞納整理 時効・納期限管理 換価猶予（189.191）<br>・対象となる滞納市税を選択することができること。<br>・期間延長入力または変更入力が可能なこと。 | 9.3.3.1 徴収猶予・換価猶予<br>納税義務者より、徴収猶予の申請を受付け、審査結果を登録する。<br>1 猶予の処分状況が一覧で表示されること。<br>3 申請書類を受領した後、徴収猶予の執行、処分、取り消しのための情報を入力できること | ■オンライン処理 徴収緩和 徴収猶予（77）<br>・徴収猶予の場合は分納誓約の機能に加えて、担保・猶予期間の設定ができること。<br>■オンライン処理 徴収緩和 換価猶予（78）<br>・換価猶予の場合は分納誓約の機能に加えて、担保・猶予期間の設定ができること。<br>■徴収緩和／バッチ処理 徴収緩和編集 （93）<br>・徴収・換価猶予の情報を抽出し、徴収緩和ファイルを編集、作成できること。<br>■徴収緩和／バッチ処理 帳票出力 猶予期間満了者一覧表作成（97）<br>・徴収緩和編集で作成された分納計画ファイルより、猶予期間が満了する対象者を抽出し、猶予期間満了者一覧表を編集、出力できること。 | ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 徴収猶予の登録<br>・徴収猶予の入力（確定）ができること<br>・猶予の要件（理由）および根拠法令を選択し、登録できること<br>※要件の選択により根拠法令が自動入力でもよい<br>・担保提供の有無を登録できること<br>・徴収猶予の対象とする未納の明細を、選択できること<br>・未納の明細を一括して選択する工夫があること<br>・必要な項目が入力されていないとき、登録時にエラーが表示されること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 徴収猶予の取消口<br>・徴収猶予を理由と日付を入力して、取消でき、決裁用・対象者用の取消通知書が印刷できること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 徴収猶予の保存口<br>・徴収猶予を保存し、照会できること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 徴収猶予期間の延長<br>・徴収猶予の期間延長ができること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 換価猶予の登録<br>・換価猶予の入力ができること<br>・猶予の要件（理由）および根拠法令を選択し、登録できること<br><br>※要件の選択により根拠法令が自動入力でもよい<br>・担保提供の有無を登録できること<br>・換価猶予の対象とする、未納の明細を選択できること<br>・未納の明細を一括して選択する工夫があること<br>・必要な項目が入力されていないとき、登録時にエラーが表示されること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 換価猶予の取消口<br>・換価猶予の理由と日付を入力して、換価猶予の取消ができ、決裁用・対象者用の取消通知書の印刷ができること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 換価猶予の保存口<br>・換価猶予を保存し、照会できること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 換価猶予期間の延長口<br>・換価猶予の期間延長ができること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 保存<br>・徴収猶予・換価猶予・納付誓約の入力を保存し、照会できること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 修正<br>・保存後の徴収猶予・換価猶予・納付誓約の入力の誤りを修正できること | 分納計画に連動し、徴収（換価）猶予について管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | （黒字：必須）<br>徴収（換価）猶予の管理機能は、納税の意思がある滞納者に対しての猶予措置として、一般的に実装／利用されている機能と考えており、必須機能であると想定しています。<br><br>（緑字：要検討）<br>猶予に係る担保の設定について、猶予時に担保の有無を設定する必要があるため、必要性が高いと考えております。中間標準レイアウトに記載がないため、必要性を確認いたします。<br><br>E市では徴収猶予、換価猶予ごとに照会、期間延長の項目を記載していますが、（徴収猶予、職権による換価の猶予、申請による換価の猶予、徴収猶予の延長、職権による換価の猶予の延長、申請による換価の猶予の延長）を自治体、ベンダともに読み取れると判断したため、たたき台上ではまとめて記載しております。また、帳票作成時の入力の流れを記載していますが（入力項目不足によるエラー含む）、帳票が作成できることが記載されていれば足りると判断し、本たたき台上は記載しません。 | <要確認事項><br>a)猶予に係る登録情報について、担保の設定は必要性が高いと考えておりますが、頻度や必要性をご教示ください。<br>（D,E市、R社に記載あり）<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>■担保設定必要<br>・税法153、(4)により徴収猶予の金額100万円超、かつ、猶予期間３か月超の場合は担保の提供が必要(B市)<br>・起案日、延滞金計算日、猶予要件、猶予範囲（期間全部または一部、金額全部または一部）は、登録情報に追加が必要と思われる。<br>当市では、猶予金額１００万円以上では、原則担保を設定。(C市)<br>・担保の有無、内容については必要性が高いので標準とするべきと考えます。(H市)<br>・私が知る限り、過去６年のうちに３件ほど、うち２件は代取などの人的担保です。 (H市)<br>・猶予の実務がほとんどありませんが、一定額以上の猶予時に担保が求められることから必要と思われます。(J市)<br>■担保設定不要<br>・コロナウイルスに関する猶予前までの徴収猶予は年数件程度。コロナウィルスに関する猶予は現在まで数百件受けているが、担保設定はしていない。(E市)<br>**【提案】担保設定を必要とする構成員が多いため、たたき台の修辞を、必須機能化する。**<br><br>b)<br>・特記事項を登録項目に追加する必要があると考えます。（例：特例猶予か通常の猶予か区別する等）(H市)<br>**【提案】特記事項は、徴収猶予で特例猶予等の旨を記載する対応でいかがか。**<br><br>・事務処理の進捗管理から起案日、文書番号についても必要と考えます。(H市)<br>**【提案】起案日、文書番号を追加する。**<br><br>・【確認】決定年月日とは許可書等の発送日のことでしょうか。決議年月日の区別が分かりませんのでご教授ください。(H市)<br>**【回答】中間標準レイアウトでは、以下のとおり区別されています。**<br>**決定年月日：徴収猶予を決定した日**<br>**決議年月日：自治体内で徴収猶予について決議を行った日**<br><br>・延滞金「減免」率という表記が気になります。単に延滞金の利率でいいのではないでしょうか。(I市)<br>**【回答】他の税成員において、「延滞金減免率」を、「延滞金の利率」に変更して問題ないか。**<br>**【提案】たたき台の「延滞金減免率」を、「延滞金の利率」に変更する。** |
| | 2.5.2. | | *徴収（換価）猶予を設定した場合には、分納計画を連動して作成できること。* | | | | | ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 納付誓約・納付計画口<br>・徴収猶予・換価猶予・納付誓約における納付計画を作成できること | 徴収（換価猶予）を設定した場合には、分納計画を連動して作成できること。 | （青字：オプション）<br>徴収（換価）猶予時に分納計画を設定する必要がありますが、それぞれ別途に作成しても効率が大きく低下はしないと想定しています。<br><br>徴収（換価）猶予の頻度を確認いたします。 | <要確認事項><br>a)徴収（換価）猶予の頻度について、ご教示ください。<br>頻度が高く、業務効率化のために必要性が高い場合は、必須要件として定義いたします。 | ■不要<br>・頻度は高くないが、稀にある。なお、現在実施している新型コロナの特例猶予は頻発。(C市)<br>・２.５.1と同上(E市)<br>・徴収（換価）猶予の実績はほとんどありません。・コロナ特例猶予は３ヶ月で60件程度行っています。(J市)<br><br>■必要<br>・猶予の取り消し等の判断のため必須機能と考えます。なお、納期未到来のものでロ座振替となっているもののリスト出力が業務上必須と考えます。(H市)<br>・従前は事実上の猶予で対応していたので、数年に１件あるか否かであったが、新型コロナウイルス感染症にかかる徴収猶予の特例とそれを受けられない期別についての徴収猶予が必要となり、激増しました。そのため必須です。(I市)<br>**【提案】たたき台は法令に基づく徴収猶予による分割納付でありり、また発路上の必要性も踏まえ、必須機能化する。**<br>**【提案】2.1.6.滞納者抽出について、「抽出結果をリスト出力できること。」を追加する。** |
| | 2.5.3. | | 換価猶予の申請があったものについて、時効中断がされること。 | | ■滞納整理 時効・納期限管理 徴収猶予（183）<br>・徴収猶予を入力することにより、時効管理にも反映できること。 | | | ■時効管理 時効停止要件口<br>・徴収猶予又は換価猶予の期間は、自動的に、時効の進行を一時停止し、猶予期間が経過すると引続き時効が進行し、時効が停止する前の時効期間と合わせて計算して、時効を計算すること | 換価猶予の申請があったものついて、時効中断がされること。 | （黒字：必須）<br>換価猶予の申請時における時効の中断は法定の業務であるため、必須機能であると想定しています。 | <要確認事項><br>a)「自動的に、時効の進行を一時停止し、猶予期間が経過すると引続き時効が進行し、時効が停止する前の時効期間と合わせて計算して、時効を計算すること」について、ご教示ください。（E市）<br>なお、換価猶予の申請は債務承認であるため、申請時に時効が中断する認識です。 | a)<br>・職権による換価猶予は猶予期間中は時効は停止し進行しない。申請による換価猶予は申請により時効は中断し、猶予期間中は時効は停止し進行しない。(E市)<br>・申請によって、時効の更新。猶予期間中は完成猶予では(K市)<br>・分納管理でも記載したとおり、民法の規定によれば債務承認したものはその内容の一部でも自主納付すればその全体を債務承認したとみなされたため、猶予中（分納中）は時効中断が継続するという考え方があり、現行システム会社によりその扱いが異なっています。(H市)<br>**【提案】申請を伴わない猶予もあるため、たたき台を、「徴収（換価）猶予について。時効の進行が法令どおり管理されること。」に修正する。**<br>**【事務局】APPLICWTFに、、事務局の下記箇項以外で、時効中断の考え方があるか、確認する。**<br>**　申請を伴う猶予→決議で時効が更新、猶予が認められれば猶予期間は時効が完成せず、猶予期間満了後に時効が進み出す。**<br>**　申請を伴わない猶予→承認がなく時効は更新しないが、猶予期間中は時効が完成しない。猶予期間終了後は猶予期間前に進行した期間から時効期間が進み出す。**<br><br>・すみません、当市の記載自体が誤っていますが、正しくは「時効の完成猶予」（不進行、地方税法第18条の２第４項）です。(I市)<br>**【事務局】民法改正に伴う時効の完成猶予、更新への表現の修正は、滞納軒後に実施する。** |
| | 2.5.4. | | 換価猶予について法定の延滞金減免を適用するか選択できること。<br>適用する場合は自動で計算されること。 | | | | | ■延滞金免除 換価猶予・徴収猶予に伴う延滞金の免除口<br>・猶予の入力に合わせて、延滞金を免除した計算をすること<br>※地方税法第１５条第１項第１号、２号、５号（１、２号に類　する事実）、同法第１５条の７第１項　⇒期間中全額免除しなければならない。<br>※地方税法第１５条第１項第３号、４号、５号（３、４号に類する事実）、同法第１５条２項、同法１５条の８第３項　⇒期間中１／２免除しなければならない。<br>※地方税法第１５条の９第２項第１号、２号　⇒期間中全額免除（裁量により選択）<br>※地方税法第１５条の９第４項⇒期間中１／２免除（裁量により選択） | 換価猶予について法定の延滞金減免を適用するか選択でき、適用する場合は自動で計算されること。 | （黒字：必須）<br>換価猶予の延滞金減免について、法定の業務であるため、必須機能であると想定しています。<br><br>（緑字：要検討）<br>自動計算について、運用方法を確認いたします。<br><br>E市では各猶予ごとの減免率を記載いただいていますが、法定であり内容は自明であると考え、たたき台上で記載はしていません。 | <検討事項><br>a)換価猶予の延滞金減免の計算について、運用方法をご教示ください。<br>（①災害時、事業廃止等、換価猶予の事由を入力することで、自動で延滞金の割合が全額減免、半額減免する。<br>②猶予の事由の入力とは別に、延滞金の割合を変更する機能を用いて手動で減免する。<br><br>本要件は①の認識であり、必須機能としての定義を想定していますが、②が一般的である場合は、オプション機能を検討致します。<br><br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>■①<br>・延滞金減免（全免or１/２）の選択は必須機能と考える。(E市)<br>・法第15条の９第１項により、法律上当然に半額減免となるが、さらに困難であると認められる金額については第２項で減免できるので、その通りの要件が必要です。(I市)<br>■②<br>・当市では②が該当。(C市)<br>・換価猶予の延滞金減免の計算について、現行システムでは②猶予の事由の入力とは別に、延滞金の割合を変更する機能を用いて手動で減免割合を入力します。(J市)<br>■その他<br>・検討事項①で運用していますが、自動ではなく延滞金減免処理で対応しています。 (K市)<br>**【提案】たたき台に加え、延滞金利率の手動変更機能をたたき台に追加する。**<br><br>b)<br>・猶予の取り消し時に取り消し日以降の延滞金については、地方税税法第15条の９のできる規定により猶予ごとに減免のままか減免しないか選択できる機能が必要と考えます。（途中で運用が変更されることも想定されるため猶予ごとに扱いが必要です。）(H市)<br>**【提案】徴収（換価）猶予取消の基因となる事実が生じた以後の期間に係る延滞金の免除の有無を選択できるよう、たたき台に必須機能として追加する。**<br>**【事務局】2.10.4.執行停止管理で、執行停止の取消についても同様の扱いとなるよう追加する。** |
| | 2.5.5. | 徴収（換価）猶予関連帳票作成 | 徴収（換価）猶予不許可通知書を出力できること。 | No. 4-2_2 | | 9.3.3.1 徴収猶予・換価猶予<br>納税義務者より、徴収猶予の申請を受付け、審査結果を登録する。<br>6 補正・取下ボタンを押下することで、不許可通知を一括して出力できること。 | | ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 徴収猶予の印刷<br>・決済用・対象者用の徴収猶予申請書、延長申請書、徴収猶予許可通知書、徴収猶予不許可通知書が印刷できること<br>※様式はパッケージ標準様式でよい（地方税法改正に適合していること）<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 換価猶予の印刷<br>・決済用・対象者用の換価猶予申請書、延長申請書、換価猶予許可通知書、換価猶予不許可通知書が印刷できること<br>※様式はパッケージ標準様式でよい（地方税法改正に適合していること） | 徴収・換価猶予不許可通知書を出力できること。 | （黒字：必須）<br>徴収（換価）猶予の申請に対し不許可の旨通知することは法定業務であり、必須機能であると想定しています。<br><br>E市では関連法に従った帳票作成、を記載いただいていますが、不許可通知書の出力ができればよいことから、たたき台上で記載はしていません。 | 検討項目　下記文言を追記<br>a)徴収（換価）猶予不許可通知書以外の通知書（許可、取消、取下の通知）についても、現行の運用で利用されている認識でよろしいでしょうか。<br>本要件を特出しして記載された意図について、ご教示ください。（I市） | a)<br>・特にありません（アビームさんから示してもらった機能要件票にあったものをそのまま残しているだけかと思われます。）。(I市)<br>・２.５.6に集約されると考えます。 (H市)<br>・通知書作成は必須機能と考える。(E市)<br>・取下げの通知は出していない。記載の通り。(J市)<br>**【提案】具体的な帳票雛型は、帳票要件で定義する想定。**<br>**【提案】2.5.6.で対応できるとし、本要件は削除する。** |

| 機能名等 | | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | B市 | C市 | D市 | E市 | I市 | 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2.5.6. | | 徴収（換価）猶予に係る関連帳票（徴収（換価）猶予申請書等）を、帳票種類ごとに作成できること。 | No.6-8_1,3<br>No.6-9_1,3 | ■滞納整理 時効・納期限管理 徴収猶予（182,184）<br>・徴収猶予を入力することにより、延滞金の減免申請書、決定通知書を作成することができること。<br>・徴収猶予を入力することにより、通知書等を作成することができること。また、取消、抹消ができること。<br>■滞納整理 時効・納期限管理 換価猶予（188）<br>・換価猶予を入力することにより、通知書等を作成することができること。また、取消、抹消ができること。 | 9.3.3.1 徴収猶予・換価猶予<br>納税義務者より、徴収猶予の申請を受付け、審査結果を登録する。<br>2 請書類を一括で出力できること。<br>5 非明書を印刷できること。<br>7 担保解除ボタンを押下することで担保解除に関する帳票を一括で出力できる。<br>8 取消ボタンを押下し、入力した後に、[通知書類の取消ボタン]を押下することで通知書を一括で出力できる。 | | ■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 徴収猶予の印刷<br>・決済用・対象者用の徴収猶予申請書、延長申請書、徴収猶予許可通知書、徴収猶予不許可通知書が印刷できること<br>※様式はパッケージ標準様式でよい（地方税法改正に適合していること）<br>・地方税法やその関連法、対象の債権（国保）の法律等に従った、徴収猶予申請書を作成できること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 換価猶予の印刷<br>・決済用・対象者用の換価猶予申請書、延長申請書、換価猶予許可通知書、換価猶予不許可通知書が印刷できること<br>※様式はパッケージ標準様式でよい（地方税法改正に適合していること）<br>・地方税法や関連法、対象の債権（国保）の法律等に従った、換価猶予申請書を作成できること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 徴収猶予の取消□<br>・徴収猶予を理由と日付を入力して、取消でき、決裁用・対象者用の取消通知書が印刷できること□<br>・換価猶予の理由と日付を入力して、換価猶予の取消ができ、決裁用・対象者用の取消通知書の印刷ができること<br>■徴収猶予・換価猶予・納付誓約・分割納付 抵当権設定□<br>・抵当権設定登記嘱託書を作成し、履歴を蓄積できること | 徴収（換価）猶予に係る関連帳票（徴収（換価）猶予申請書等）を個別に作成できること。 | （黒字：必須）<br>徴収（換価）猶予に係る関連帳票の作成は、基本業務と考えており、必須機能であると想定しています。<br>関連帳票種類、内容については、帳票要件にて定義するため、本たたき台上は記載しません。<br><br>E市では関連法に従った帳票作成を記載いただいていますが、猶予に係る関連帳票の出力ができればよいことから、本たたき台上は記載しません。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)b)<br>・問題なし。(C市)<br>・関連帳票の作成は必須機能と考える。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br>・関連帳票の内容がある程度具体的に決まっていないと業者により作成できる帳票にばらつきが出ることが予想されるため、猶予種類（申請・職権と徴収・換価とその延長）に応じた決定、許可、不許可の各通知と明記した方がよいと考えます。なお、申請書はシステムから印字できる機能は必須ではないと考えます。(H市)<br>**【提案】具体的な帳票種類は、帳票要件で定義する部定。** |
| **2.6. 納付受託処理** | | | | | | | | | | | | |
| | 2.6.1. | 納付受託情報管理 | 納付受託情報（受付年月日、決定年月日、取消年月日、取消事由）、証券情報（証券番号、券面額、管理番号、振出年月日、振出人、振出地、支払期日、支払人、支払地、決済年月日、返却年月日、不渡年月日、組戻年月日、代金取立依頼日）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | | ■滞納整理 納付受託 納付受託（173）<br>・対象となる滞納市税を選択することができること。 | ■照会・異動<br>26 分納履歴<br>納付受託の登録履歴・履行状況を表示する。<br><br>■照会異動・履歴<br>4 分納履歴<br>納付受託の登録履歴・履行状況を表示する。<br><br>9.3.3.2 納税誓約<br>2 納付受託登録<br>分納誓約・納付受託の状況が一覧で表示されること。<br>また、登録修正、削除が行えること<br>2-1 納付受託登録（追加）ができる。 | ■オンライン処理 徴収緩和 納付納入の委託（79）<br>・納付（納入）の受託情報（登録日・登録事由・受託者・証券種別・券面金額・証号番号・支払期日・支払人氏名・支払場所・振出人氏名・振出人住所）の管理を行い、「受託証書」を出力できること。 | | 納付受託情報（科目、年度・期別、振出銀行・支店、証券番号、受託日、券面金額、支払日、振出日等）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | （黒字：必須）<br>納付受託情報の管理機能は、納付手段の拡張（例えば法人の滞納手、法人名義の小切手での分納等）のために必要と考えており、必須機能であると想定しています。<br><br>S社では支払期日が異なる複数枚の証券の登録について記載していますが、利用されるシーンが限られるため、過度なカスタマイズと判断し、たたき台上は記載しません。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)b)<br>■使用頻度低<br>・問題なし。なお、当市システムで機能はあるが、使用せず。(C市)<br>・納付受託はほとんどなく、システム管理ではなく、紙ベースの台帳にて管理しています。記載の通りでよいと思われます。(J市)<br>■必要<br>・必要である。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・地方税法第20条の９の５第２項第１号に規定に基づく延滞金の減免の設定ができる機能が必要と考えます。(H市)<br>**【提案】たたき台はこの変更とする。**<br>**【提案】納付又納入すべき日から納付又は納入があった日に係る延滞金は免除を選択できるよう、たたき台に必須機能として、新規に要件追加する(2.6.4.等)。** |
| | 2.6.2. | | *納付受託について、内訳計算の充当順位設定を管理（参照、登録、修正、削除）できること。* | | | | | | 納付受託情報（内訳計算の充当順位設定等）を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | （青字：オプション）<br>分納の充当について、優先順位を設定するかは自治体の判断によると思われるため、オプション機能と想定しております。<br><br>S社では充当順位を3パターン記載していますが、たたき台上は充当順位の管理ができることを記載すれば問題ないと考えております。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)b)<br>・当市システムで機能はあるが、使用していないため不明。(C市)<br>・特に意見なし。(E市)<br>・記載の通りでよいと思われます。(J市)<br>・この機能がないのであれば、2.6.1の内容を記事入力することと何も変わらないため管理するのであれば必須と考えます。また、納付書又は消込データの作成は必須と考えます。(H市)<br>・国保税を優先したいときもあるので必須です。２画面以上に分けて登録、管理するのは煩雑です。(I市)<br>【確認】納付書発行については、通常の分納と異なり相手に分割納付書を渡すものでないように思われますが（小切手を受領した際、入金処理のために発行するケースがあると想定。 個別の発行では不足するということでしょうか。 (H市)<br>⇒そもそもの想定として納付受託をシステムに登録することにより何がしたいかということです。実運用だけでいえば納付受託した内容を折衝記事に登録し、分納制約で消込用の納付書を印刷すれば事足りるわけで、2.6.1の納付受託内容を事細かにシステム登録するというコストを払っている以上、それに対する対価が必要であるという意味で提案しています。（納付受託の登録、分納（消込用）納付書の登録と２重業務は避けたいということです。） (H市)<br>【確認】「滞納側で消込データを作成する」とは、具体的にどのような機能が必要ということでしょうか。<br>⇒交付要求等のときと同様に、納付受託についても、納付日（通常換金日の翌営業日）＝延滞金計算日ではなく、地方税法第20条の９の５第２項の規定により延滞金を減免して換金日＝延滞金計算日となる場合があることから、登録されたデータを基に、収納日、延滞金計算日、納付額（本税、督促、延滞金）、収納方法等の消込データを作成して、収納の上流側（収納、滞納のどちら側でも可）に登録することを想定しています。<br>**【提案】納付受託の消込において、収納側で消込ができるよう、消込用に納付受託期別分の納付書発行、または消込データの作成等の対応ができるよう、たたき台に必須機能として追加する。**<br>**【提案】たたき台の骨字を必須機能化する。** |
| | 2.6.3. | 納付受託関連帳票作成 | 納付受託に係る関連帳票を個別に作成ができること。 | | ■滞納整理 納付受託 納付受託（170,172）<br>・納付受託証書が作成できること。<br>・登録した受託情報を充当することにより、納付書を発行することができること。 | 9.3.3.2 納税誓約<br>2 納付受託登録<br>2-2 帳票印刷、納付書印刷ができること。 | ■オンライン処理 徴収緩和 納付納入の委託（79）<br>・納付（納入）の受託情報（登録日・登録事由・受託者・証券種別・券面金額・証号番号・支払期日・支払人氏名・支払場所・振出人氏名・振出人住所）の管理を行い、「受託証書」を出力できること。 | | 納付受託に係る関連帳票を個別に作成ができること。 | （黒字：必須）<br>納付受託に係る関連帳票の作成は、納付受託の開始に必要であるため、必須機能であると想定しています。<br><br>納付受託の具体的な帳票名については、帳票要件で定義するため、たたき台上は定義しません。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 | ・当市システムで機能はあるが、使用していないため不明。(C市)<br>・個別の帳票作成は必要。(E市)<br>・問題ないと考えます。(H市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通りでよいと思われます。(J市)<br>**【提案】たたき台はこのままとする。** |
| **2.7. 滞納処分処理** | | | | | | | | | | | | |
| | 2.7.1. | 財産・権利者情報管理 | 処分財産の管理及び権利者情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。<br>*また、処分財産、管理者情報の文章について、編集機能を有すること。* | | ■滞納整理 交渉記録・滞納者管理 財産情報（85）<br>・登録した財産に対し、複数の権利者を管理できること。 | | ■オンライン処理 実態調査 財産入力（70）<br>・不動産・動産・債権・電話加入権の物件種別を指定して調査した財産に関する情報の登録ができること。 | | 財産（不動産、動産、債権、電話加入権）の管理及び権利者情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 | （黒字：必須）<br>処分財産、権利者情報等の管理機能は、処分調査作成の際に必要となるため、必須機能であると想定しています。<br><br>（緑字：要検討）<br>処分財産、管理者情報の文章の編集機能について、確認いたします。 | （検討事項）<br>a)処分財産や管理者情報については、定型文書である認識ですが、編集機能の必要性についてご教示ください。<br>編集機能の使用頻度が高く、必要性が高い場合は、必須機能として具備することをご確認ください。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>■必要<br>・基本は定型文書だが、編集の頻度は高いため、編集機能は必須(C市)<br>・必要である。編集機能については、差押解除時等に財産内容や権利者情報が変更になっていることがあるため必要であると考える。(E市)<br>・イレギュラーなものに対応できるのでしょうか、定型だけで。(I市)<br>・定型の雛型に基づき、個別の箇所を入力して、財産等特定しています。使用頻度は高く必須。(J市)<br>・処分財産について特に売掛金などの個別契約による債権の表示など、第三債務者に確認して個別に作成する必要があるので、編集機能は使用頻度が高く必須と考えます。(K市)<br>**【提案】たたき台の骨字を、必須機能化する。**<br><br>b)<br>・処分財産は集計業務上、債権・不動産・自動車等、動産・無体財産・振替社債等・その他の大区分と詳細（例：債権の場合　預貯金、給与、保険等）が登録、できる機能と考えます。(H市)<br>**【提案】上記の財産の区分については、2.8.13.「回答情報の管理」に列挙する。**<br>**【事務局】滞納処分は、財産調査→処分の流れであることから、前続了後、2.7.「滞納処分処理シリーズ」と、2.8.「財産調査処理シリーズ」の順序を逆転する。**<br><br>・債権の場合は第三債務者、無体財産の場合は第三債務者等、振替社債等の場合は発行者及び振替機関等の情報が管理できることも必要と考えます。(H市)<br>**【確認】他の機成員において、上記の項目追加の必要性について意見はあるか。**<br>**【提案】（必要性があれば）たたき台上、権利者情報（債権の場合は第三債務者、無体財産の場合は第三債務者　等）と追加する。（上記【確認】で、他に追加事項があれば、列挙することも部定）**<br><br>【確認】2.8.13で議論する内容ではないでしょうか。(H市)<br>**【回答】本要件は、滞納処分に用いる情報（処分財産）であり、2.8.13.調査結果入力は、処分に至らない財産まで含めていると整理。**<br><br>【確認】管理者⇒権利者の間違いではないでしょうか。(H市)<br>**【事務局】たたき台の「管理者情報」を、「権利者情報」に修正する。** |

| 機能名等 | | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | B市 | C市 | D市 | E市 | I市 | 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点） | 検討項目（論点） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2.7.2. | 滞納処分管理 | 滞納処分（差押、参加（二重）差押、交付要求、債権現在額申立、線上徴収、抵当権設定）情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 | | ■滞納整理 差押え・強制執行 差押え（128,136）<br>・財産管理で登録した財産の差押および解除ができること。<br>・登録後、処分年月日等内容の修正ができること。<br>■滞納整理 差押え・強制執行 参加差押え<br>（137,145）<br>・財産管理で登録した財産の参加差押および解除ができること。<br>・登録後、処分年月日等内容の修正ができること。<br>■滞納整理 差押え・強制執行 交付要求（150,158）<br>・財産管理で登録した財産の交付要求および解除ができること。<br>・登録後、処分年月日等内容の修正ができること。 | ■照会・異動<br>25　処分履歴<br>差押・参加差押・交付要求・執行停止・猶予・不納欠損の処分履歴を表示する。<br><br>■照会異動・履歴<br>3　処分履歴<br>処分履歴を表示。処分内容・時効中断日の指定、解除済を除くにチェックすることにより絞込表示。また、処分履歴一覧の印刷を行う。<br><br>9.3.4.2 交付要求<br>裁判所、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、交付要求を行う。交付要求を行った旨を登録し、滞納者に通知する。<br><br>9.3.4.4 差押<br>財産を差し押さえ、差押情報を登録する。<br>線上徴収<br>対象者の市税の納付期限を繰り上げる。<br><br>電子データによる差押え | ■オンライン処理 滞納処分 線上徴収（85）<br>・対象となる科目・年度・期別を選択後、線上徴収情報（登録日・条件・変更納期限・納付場所）の登録ができること。また「線上徴収決議書」「通知書」を出力できること。<br>■オンライン処理 滞納処分 差押/滞調法/参加差押/交付要求/交付要求（破産事件）/債権現在額申立（86, 87）<br>・登録を行った財産に対して、滞納処分（差押・参加差押・交付要求）ができること。また「処分調書」「登記嘱託書」の作成ができること。<br>・滞納処分の財産登録ができること。<br>■滞納処分／バッチ処理 滞納処分編集 （103）<br>・滞納処分（線上徴収、差押、参加差押、交付要求等）の情報を抽出し、滞納処分ファイルおよび差押財産ファイルを編集、作成できること。<br>■滞納処分／バッチ処理 帳票出力 処分未決定者一覧表作成（105）<br>・滞納処分編集で作成された差押財産ファイルより、差押、参加差押及び交付要求の処分未決定者を抽出し、処分未決定者一覧表を編集、出力できること。<br>■滞納処分／バッチ処理 帳票出力 交付要求一覧表作成（106）<br>・滞納処分編集で作成された差押財産ファイルより、交付要求の処分決定者を抽出し、交付要求一覧表を編集、出力できること。<br><br>■滞納処分／バッチ処理 滞納処分内訳表・調定表作成 （107）<br>・滞納処分（差押、参加差押、交付要求、担保提供等）の情報を抽出し、滞納処分内訳表及び、滞納処分調定表を編集、出力できること。 | ■基本となる情報 処分履歴<br>・処分年月日、処分項目（例、差押、交付要求、徴収猶予、執行停止等）、処分財産、解除等年月日、解除等事由が表示されること<br>・簡単な操作で選択した処分の詳細な画面を表示できること<br>■差押・参加差押 差押等のリスト<br>・指定期間に差押等している一覧の対象者と金額を表示・印刷できること<br>■差押・参加差押 入力<br>・差押等の対象とする滞納処分が可能な未納の明細を選択できること<br>・延滞金は無し、又は、任意日を指定し、当日までの延滞金を入力できること<br>■差押・参加差押 作成<br>・地方税法やその関連法、対象の債権（国保）の法律等に従い、差押・参加差押ができること<br>■差押・参加差押 保存<br>・差押等の入力を保存し、照会できること<br>■差押・参加差押 修正<br>・保存後の差押等の入力の誤りを修正できること<br>■交付要求 作成<br>・地方税法やその関連法、対象の債権（国保）の法律等に従い、交付要求ができること<br>■交付要求 入力<br>・交付要求の種類を選択することで、必要とする入力項目が表示されること<br>・交付要求の種類別に定型文が表示され、金額等の入力のみで財産内容が完成できる工夫があること<br><br>・交付要求の対象とする納期限が経過し、交付要求が可能な未納の明細を選択できること<br>■交付要求 競売事件<br>・差押先行部分（滞調法（不動産競売事件、不動産強制競売事件））と競売先行部分（国徴法）がわかる交付要求書を、作成できること<br>■交付要求 二重差押<br>・二重差押の差押調書が作成でき、交付要求書の作成ができること<br>■交付要求 交付要求のリスト<br>・指定期間に交付要求している一覧の対象者と金額を、表示・印刷できること<br>■交付要求 保存<br>・交付要求の入力を保存し、照会できること<br>■交付要求 修正<br>・保存後の交付要求の入力の誤りを修正できること | 滞納処分（差押、参加（二重）差押、交付要求、線上徴収、抵当権設定）情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。また、指定する管理番号で当該情報を管理し、出力できること。 | （黒字：必須）<br>滞納処分情報の管理は、滞納処分執行に際し必要であり、必須機能であると想定しています。<br><br>各団体、ベンダにおいて滞納処分対象等の一覧表を記載していますが、一覧表はEUCで出力可能であると考えており、6.3.9.で定義されているため、本たたき台上は記載しません。<br><br>R社では財産ごとの処分について記載していますが、財産に限らず滞納処分情報の管理をする機能を記載すればよいと判断し、本たたき台上は記載しません。 | ＜要確認事項＞<br>a)処分の履歴の管理について、具体的な運用をご教示ください。交渉経過上で管理しているパターンと、それ以外に機能を有するパターンが考えられます。（C,E市）<br><br>b)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>c)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>■交渉経過と処分履歴を別途管理<br>・差押・参加差押・交付要求・執行停止・猶予・不納欠損の処分をすることで、処分履歴が追加される。なお、差押・参加差押・交付要求は同じ括りの処分履歴で管理され、それ以外の処分は各処分毎の履歴に追加されている。<br>処分の起案・時効管理・執行管理・解除・充配当・各帳票の印刷まで処分履歴内で完結できる使用になっている。<br>なお、交渉経過に処分内容が自動的に記載されるが、管理は前述の処分履歴で行っている。<br>考え方・根拠については問題なし(C市)<br>・交渉経過に自動反映と処分情報を個別に管理。宛名に紐ついて処分情報を管理番号単位で管理（入力、修正、解除、終了、削除）(E市)<br>・処分の履歴の管理について、折衝記録に処分の記録及び帳票の出力履歴が残り、それ以外に「処分」機能で、処分中、解除、取消、終了の別に管理しています。(J市)<br>・当市現行システムでは処分情報（処分年月日・解除年月日）は時効管理に利用しています。(K市)<br><br>b,c)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>・交付要求（参加差押も含む）は法律上滞納処分ではなく、執行停止中の期別についても処分の対象となることや破産や滞調法に関するものまで複雑であるから、別の項目をで議論（一体で仕様とするなら処分のみの方が適当）した方がよいと考えます。(H市)<br>**【事務局】2.1.9.滞納者抽出と両帳、「交付要求」は広義では「滞納処分」に含まれる方向で整理する考え（最終的に標準仕様書の用語の定義で整理する）。**<br><br>・債権現在額申立は処分登録（差押を含む）から決議書等の印刷機能を有することが適当、線上徴収は差押処分の登録とは仕組みが大きく異なることから別項目として仕様を記載する方がよいと考えます。(H市)<br>**【提案】債権現在額申立情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。を新規に要件化する。**<br>**【提案】線上徴収情報情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。を新規に要件化する。**<br>**【提案】2.7.9.滞納処分の処分調書等作成の、「滞納処分に係る調査概要（登記嘱託書・登記原因証明情報等を含む）」に、債権現在額申立、線上徴収を追加する。**<br><br>**【提案】交付要求の種類、起案日、決裁日、執行日、受付日（有効日）、解除の起案日、解除の決裁日、終了日（処分の自然消滅日）、破産開始決定日の項目をたたき台に追加する（2.7.8.市宛見調査）。** |
| | 2.7.3. | | 指定する管理番号で、滞納処分情報を管理し、出力できること。 | | | | | | 滞納処分（差押、参加（二重）差押、交付要求、線上徴収、抵当権設定）情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。また、指定する管理番号で当該情報を管理し、出力できること。 | （紺字：要検討）<br>滞納処分情報を管理する番号について確認いたします。 | ＜要確認事項＞<br>a)管理番号の運用について、具体的にご教示ください。（I市） | a)<br>・当市では行っていない。（管理番号は保持しているが管理番号からの検索はできない）(E市)<br><br>・自治体クラウド構成市の中には、システムで自動発番される管理番号を、発議番号として扱っている市があり、当該市では管理番号の発力の仕方（たとえば年度ごとにするなど）も任意で決めたい場合があるようです。(I市)<br>**【確認】他の構成員において、上記のような運用は必要性が高いか。**<br><br>・処分の抽出機能は、現行システムでは対応しておらず、別にエクセルにて管理し、かなりの頻度で使用しています。(J市)<br>**【確認】システム外で、並押を番号管理しているということか。システム上で管理する必要性は高いか。** |
| | 2.7.4. | | 納期限、法定納期限、法定納期限等を正しく出力できること。また任意で変更できること。 | | | 法定納期限等変更<br>対象者の市税の法定納期限等を変更する。 | | | 納期限、法定納期限、法定納期限等を正しく出力できること。また任意で変更できること。 | （黒字：必須）<br>滞納処分における納期限、法定納期限、法定納期限等の出力は、交付要求時等、滞調法などで払債権との関係が発生する場合に記載の必要があり、必須機能であると想定しています。<br><br>また、災害等で法定納期限が延長される場合等に変更の必要があり、必須機能であると想定しています。 | ＜要確認事項＞<br>a)納期限変更機能について、現行システムにおける実際の運用をご教示ください。収納側と滞納側、双方で当該機能を有しているでしょうか。<br>なお、滞納側については、線上徴収などで納期限を変更するケースが考えられるため、機能を有している認識です。 | a)<br>・法延納期限等は、市県民税普通徴収については様々（確定申告分・給与支払報告書分・随時課税分等）に異なり、一括入力管理が難しいため、帳票作成の際に都度、手作業入力（一度入力すれば以後データ保存される）としています。(K市)<br><br>・合わせて申告の期限も管理（就課、収納、滞納）が必要ではないか？(E市)<br>**【確認】申告の期限が必要とは、法人住民税を指しているか。具体的にどのような運用が必要か。**<br><br>・調書等に添付する滞納明細に出力することを明記する必要があると考えます。なお、法定納期限は情報として不要と考えます。また、納期限及び法定納期限を変更した場合は収納側に連携することを明記する必要もあると考えます。(H市)<br>**【提案】「法定納期限等」で完結できるため、たたき台から、「法定納期限」を削除する。**<br><br>・双方で機能有。その他、課税課で送達が遅れた場合など。(C市)<br>・滞納管理システムにおいては線上徴収の際のみ納期限変更が出来る。他納期限変更は収納（就課）システムからの連携。(E市)<br>納期限、法定納期限、法定納期限等は時効、延滞金、送付加算金等にも極めて重要な情報になる、どのシステム（就課、収納、滞納）で管理するかしっかり定義し、連携も含め検討すべき。(E市)<br>・収納のところで議論済みではないか、滞納側についての認識はお見込みの通り。(I市)<br>・現行システムでは、収納システムの納期限が滞納システムに反映されます。(J市)<br>なお、滞納側で線上徴収により納期限を変更した場合は収納側には反映されず、それぞれ納期限が異なります。(J市)<br>・当市現行システムでは、データは収滞納システムとして管理しているので、収納・滞納の区分はありません。(K市)<br>**【本務局】滞納側で変更した納期限について、収納側に通知できること。収納側では、9.1.1.「滞納管理システムの異動情報（処分情報、不納欠損情報等）を収納システムに連携できること。」の機能により、納期限変更の反映ができることを確定。** |
| | 2.7.5. | | 交付要求執行機関情報（執行機関名、執行機関番号、事件番号、事件で競売される物件（複数可）、権利者、要求日、解除日、競売日、交付要求の完了日）を管理（参照、登録、修正、削除）し、任意に選択できること。 | | | | | | 交付要求執行機関情報（執行機関名、執行機関番号等）を管理（参照、登録、修正、削除）し、任意に選択できること。 | （黒字：必須）<br>交付要求の執行機関情報の管理機能は、交付要求帳票に記載されるため、一般的に実装／利用されている機能と考えており、必須機能であると想定しています。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)なぜその機能が必要かやなぜこの機能が置いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） | a,b)<br>・問題なし。(C市)<br>・考え方・根拠の記載どおりで可。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>・交付要求が滞納処分に対して行われることもあるのでで事件で競売される財産ではなく、対象となる財産の表記が適当と考えます。(H市)<br>**【提案】たたき台の「事件で競売される物件」を、「対象となる財産」に修正する。**<br><br>・権利者は2.7.1で財産に関連付けされているため、競売日も記事登録で足りるため不要と考えます。(H市)<br>**【提案】交付要求の対象となる財産にも権利者が関連付けされるため、たたき台から権利者を削除する。**<br>**【確認】他の構成員において、競売日の入力は必要か。交渉経過での記載で問題ないか。（時効や延滞金計算には影響ないと思われる）。問題なければ、「競売日」をたたき台から削除する。**<br><br>・交付要求の種類、起案日、決裁日、執行日、受付日（有効日）、解除の起案日、解除の決裁日、終了日（処分の自然消滅日）、破産開始決定日の項目が必要と考えます。（追加項目については差押についても同様です。）(H市)<br>**【本務局】2.7.2.滞納処分管理で、管理項目として追記する。**<br>**【確認】他の構成員において、他に必要な項目があるか。** |

| 機能名等 | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | B市 | C市 | D市 | E市 | I市 | 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 2.7.6. | | 延滞手続における交付要求データ選択画面での期別選択時、システム側にて自動的に各期別明細の情報を判断し、債権種別（破産法に基づく財団債権、優先的破産債権、劣後的破産債権）の区分を管理（参照、登録、修正、削除）できること。<br><br>延滞金端数を１円単位もしくは100円未満切り捨ての設定が可能なこと。<br><br>また、帳票に反映できること。 | | | | ■オンライン処理 滞納処分 差押/滞調法/参加差押/交付要求/交付要求(破産事件)/債権現在額申立<br>(89)<br>・破産事件が登録できること。 | ■交付要求 破産事件口<br>・破産手続開始日の入力により、交付要求の対象とした明細を自動に分別され、交付要求書が作成できること<br>①財団債権分の交付要求、②優先的破産債権分の交付要求、③劣後的破産債権分の交付要求 | 破産手続における交付要求データ選択画面での期別選択時、システム側にて自動的に各期別明細の情報を判断し、債権種別（破産法に基づく財団債権、優先的破産債権、劣後的破産債権）の区分を管理（参照、登録、修正、削除）できること。<br>また、帳票に反映できること。 | （黒字：必須）<br>破産交付要求について、財団債権、優先的破産債権、劣後的破産債権を自動で判断できる機能は、職員のヒューマンエラー防止の観点で必要性が高く、必須機能であると想定しています。<br><br>また、破産法上、劣後的破産債権における、破産手続開始から期限に至るまでの期間の年数が1年未満であるときの延滞金端数の切り捨てについても、法定の機能であることから必須機能であると想定しています。 | <要確認事項><br>a)現行の運用で、自動で財団債権、優先的破産債権、劣後的破産債権の情報を判断しない運用方法がありましたら、ご教示ください。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a,b)<br>・特になし。(C市)<br>・考え方・根拠の記載どおりで可。(E市)<br>・なし（ヒューマンエラー防止の観点はまさにその通りです）。(I市)<br>・現行システムでは自動で判断されています。(J市)<br><br>・【確認】財団・優先・劣後の延滞金の内訳は対象日付で発生している金額を差額で判定することが法定で決まっている（破産開始決定日での財団・優先債権の期別に対する延滞金と現在の延滞金から破産・優先債権の延滞金を差し引いたものが劣後債権の延滞金）という認識ですが、何故１円単位もしくは100円未満切り捨ての設定が可能という機能が必要ということは、解釈論の問題で自治体ごとにどちらで判断してもよいということなのしょうか。<br>言い換えると、延滞金は根拠による承継があるので１円単位になるが、1円未満の端数を切り捨てるということは定義しています。(H市)<br>・延滞金の端数については、国税徴収法基本通達第82条関係５に「なお、破産事件における破産管財人又は破産裁判所あての交付要求書の延滞税欄は、１円単位まで記載することに留意する。」とある。(I市)<br>【事務局】100円未満切り捨て設定は、どの用途で用いるか。（国税徴収法基本通達第82条関係５では、1円単位での記載との指摘があるが（C,E,I市）<br>⇒当市では100円未満切り捨てを行っていない。（C,I市）<br>⇒現状は地方税法20条の４の２５（確定延滞金に100円未満の端数があるとき…端数又は全額を切り捨てる）に基づき100円未満を切り捨てる処理をしていた。基本通達第82条関係５にある取り扱いであれば100円未満切り捨ての設定は削除。（E市）<br>**【提案】たたき台の「延滞金端数を１円単位もしくは100円未満切り捨ての設定が可能なこと。」を、「延滞金端数については、国税徴収法基本通達第82条関係５のとおりとする。」に修正する。** |
| 2.7.7. | | 交付要求時に、国税徴収法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の区分を選択することにより、自動的に文言が、帳票に反映できること。 | | | | | | 交付要求時に、国徴法、滞調法の区分を選択することにより、自動的に文言が、帳票に反映できること。 | （黒字：必須）<br>各団体、ベンダでの記載は少ないですが、国税徴収法、滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律について、交付要求時、自動的に文言が帳票に反映される機能は、事務効率に資するため、必要性が高く、必須機能であると想定しています。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） | a,b)<br>・問題なし。(C市)<br>・通知書作成は必須機能と考える。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。交付要求時の根拠として必要。(J市)<br><br>・滞調法における債権の交付要求は、交付要求書ではなく権利者等における債権差押通知書によるみなし交付要求（滞調法36）になる。そのため実際に交付要求するわけではないが、システム上は入金管理等のためみなし交付要求を登録（差押についても別に登録）する必要があり当該登録から裁判所に提出する債権差押通知書を印刷するのであれば、通常の交付要求と文言（というか様式自体が）異なることは当たり前だと考えます。(H市)<br>また、滞納処分が先行の不動産競売等による交付要求（滞調法10）については、手続き自体は地方税法に従い国徴法82の例により交付要求するが、管理上の理由から関連部分とそれ以外の期別に分けて交付要求することから帳票にそれが分かるようにするため必要だと考えます。(H市)<br>また、強制執行が先行の不動産等の滞納処分による差押の場合（滞調法29）は、差押（通知）書及び交付要求書により行うことから様式が異なるためこれも必要と考えます。(H市)<br>従って、表記の滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の区分を滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の各条文の区分に変更するべきと考えます。(H市)<br>**【提案】現状のたたき台で対応可能と考えるが、明確化するために、たたき台を「滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律の及びその条文の区分」に修正する。**<br><br>・強制競売・競売（担保権の実行としての競売）の各条文も、区分の選択からか、または事件番号の入力から反映できるかことが望ましい。対応できないのであれば、手で変更修正入力ができることが必要。(K市)<br>**【提案】番号個に手入力できる機能について、板原町で検討する。** |
| 2.7.8. | | 滞納処分要件を満たした期別が自動・手動で選択されること。 | | ■滞納整理 差押え・強制執行 差押え（133）<br>・処分対象の滞納市税が選択できること。<br>■滞納整理 差押え・強制執行 参加差押え<br>（140,142）<br>・処分対象の滞納市税が選択できること。<br>・入力された延滞金計算日によって、未確定延滞金を「要すO○円」と自動表示すること。<br>■滞納整理 差押え・強制執行 交付要求（153,155）<br>・処分対象の滞納市税が選択できること。<br>・延滞金計算日を任意入力できること。また、入力された延滞金計算日によって、未確定延滞金を「要すO○円」と自動表示すること。 | | | | 差押要件を満たした期別が自動で選択されること。 | （黒字：必須）<br>差押要件を満たさない期別の差押、差押要件を満たしたにもかかわらず差押から漏れるケースなど、ヒューマンエラー防止の観点から、必須機能であると想定しています。<br><br>B市では未確定延滞金について延滞金計算額次第では（要す）を記載するよう記載していますが、2.1.16.で定義されているため、本たたき台上は記載しません。<br><br>U社では各滞納処分の種類を記載していますが、滞納処分としてまとめて記載しているため、本たたき台上は記載しません。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a,b)<br>・問題なし。(C市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>・必要と考える。あわせて「処分要件を満たしている」について確認したい。<br>例　起案日2020/8/1　処分可能日2020/8/10　処分予定日2020/8/5の場合この明細は処分可能明細として定義されるのか？(E市)<br>**【提案】上部のケースでは、**~~**起案日の8月1日が処分可能明細（＝期限と同義でしょうか）として定義され、それ以外の日を定義する必要がある場合は、手動で変更する想定。**<br><br>・交付要求（参加差押含む）の場合は執行停止中のものも含むことは明記すべきと考えます。<br>**【確認】他の機械員において、交付要求（参加差押含む）の場合は執行停止中のものを含む記載が必要か。**<br>**【提案】（必要であれば）たたき台に、交付要求（参加差押含む）の場合、執行停止中の期別は、滞納処分要件を満たした期別としてデフォルトで選択されているよう追加する。**<br><br>・また、参加差押では自動で選択することが困難であることから、複数期別選択のうえ一括登録でき滞納処分要件が満たしかチェック機能があることが適当と考えます。(H市)<br>**【確認】参加差押では自動で選択することが困難なのは、どういった場面からか。自動で期別を選択することが困難ということか**<br><br>・線上差押（地方税法第331条３項ほか）の場合に原因税に含めることが可能な仕様にすることが必要と考えます。(K市)<br>【事務局】原因税とは何か。具体的にどのような仕様が必要か（K市）<br>⇒原因税には差押原因税、つまり差押の対象となる税の期別で、これが自動・手動で選択されることが必要です。<br>督促状を発した日から10日を経過する前であっても地方税法第13条の２第１項各号（線上徴収）に該当する事由が生じたときは差し押さえることができる（地方税法第331条第３項ほか）ので、滞納処分の対象となります。線上徴収であれば入力することで機械管理できると思いますが、すでに納期限を経過している本事由の発生に関する情報は機械的（自動的）には取得管理されないとも考えられますが、この場合も自動・手動で選択されることが可能な仕様が必要です。（K市）<br>**【事務局】たたき台で対応可能と判断。**<br><br>⇒再度確認したいのですが、ここで言う滞納処分要件を満たしたとは納期限経過を想定されているのですか、あるいは督促状を発して10日を経過した日までに完納しないまたは線上徴収の納期限までに完納しないこと（地方税法第331条第１項ほか）を想定しているのですか。<br>**【回答】「督促状を発して10日を経過した日までに完納しないまたは線上徴収の納期限までに完納しないこと（地方税法第331条第１項ほか）」を想定している。** |
| 2.7.9. | 滞納処分の処分調書等作成 | 入力された財産情報や権利者情報をもとに、滞納処分に係る関連帳票（登記嘱託書・登記原因証明情報等を含む）を個別に作成できること。<br>また、処分年月日は手入力できること。（未来日付のものを作成できること。）<br><u>また、滞納処分調書の文章について、編集機能を有すること。</u> | No. 6-1_3<br>No. 6-2_3<br>No. 6-3_6<br>No. 6-4_3, 5<br>No. 6-5_4<br>No. 6-7_3 | ■滞納整理 差押え・強制執行 差押え（132,135）<br>・入力した財産情報、権利者情報等にて調書が作成されること。また、処分年月日は手入力できること。（未来日付のものを作成できること。）<br>・出力帳票は財産種類によって出力種類を振り分けること。<br>■滞納整理 差押え・強制執行 参加差押え<br>（141,144）<br>・入力した財産情報、権利者情報等にて調書が作成されること。また、処分年月日は手入力できること。（未来日付のものを作成できること。）<br>・出力帳票は財産種類によって出力種類を振り分けること。<br>■滞納整理 差押え・強制執行 交付要求（154、157）<br>・入力した財産情報、権利者情報等にて調書が作成されること。<br>・出力帳票は財産種類によって出力種類を振り分けること。<br>■滞納整理 差押え・強制執行 債権現在額申立書発行（160,161）<br>・入力した執行機関情報、事件情報等にて申立書等が作成されること。<br>・申立て対象の処分情報（参加差押・交付要求）を選択し、内容確認できること。<br><br>■滞納整理 差押え・強制執行 登記嘱託（163,164）<br>・登記嘱託書を発行することができること。<br>・表示用財産欄を自由に修正することができること。<br>■滞納整理 差押え・強制執行 線上徴収（166,168）<br>・線上徴収を入力することにより、納期限変更通知書、決議書を作成することができること。また、入力された納期限は収納システムにも反映されること。<br>・線上徴収の対象となる税目を一括して作成できること。 | 9.3.4.2 交付要求<br>裁判所、破産管財人、行政機関等からの債務者情報に対し、交付要求を行う。交付要求を行った旨を登録し、滞納者に通知する。<br>9.3.4.3 差押書作成<br>財産情報及び滞納情報に基づき、差押書を作成し、滞納者へ送付する。 | ■オンライン処理 滞納処分 線上徴収（85）<br>・対象となる科目・年度・期別を選択後、線上徴収情報（登録日・条件・変更納期限・納付場所）の登録ができること。また「線上徴収決議書」「通知書」を出力できること。<br>■オンライン処理 滞納処分 差押/滞調法/参加差押/交付要求/交付要求(破産事件)/債権現在額申立<br>(88, 90)<br>・滞納処分明細書を発行できること。<br>・対象となる処分を選択し「債権現在額申立書」を出力できること。 | ■差押・参加差押 通知<br>・決済用・滞納者用・権利者用・第三債務者用の差押書・差押通知書を印刷できること。<br>・差押通知書を印刷できること。選択した滞納処分可能な明細（税・国民健康保険料）・差押等を行う財産にあわせた、通知文書・規税法令・不服申し立て文・差押に必要な項目が印刷されること<br>■差押・参加差押 預金調査票<br>・金融機関の預貯金等の調査票（金融機関窓口で預金残高の調査、取引状況を確認する際に、調査権限があることを証明する用紙）の印刷ができること<br>■差押・参加差押 登記嘱託<br>・不動産の差押に必要な登記嘱託書の作成を支援する仕組みがあり、登記嘱託書を印刷できること<br>■交付要求 通知<br>・決済用・執行機関用・滞納者用・権利者用の交付要求書・交付要求通知書を印刷できること<br>・交付要求書に、選択した交付要求可能な明細（税・国民健康保険料）・交付要求の種類にあわせた、通知文書・規税法令・差押に必要な項目が印刷されること<br>■交付要求 意見書の作成⇒滞調法に基づく統行決定の意見書を印刷できること<br><br>■交付要求 送達記録<br>・交付要求書の印刷時に、送達記録を出力することもできること。<br>※送付帳票、送付先<br>交付要求書→執行機関<br>交付要求通知書→滞納者（破産手続中は、破産管財人）<br>■交付要求 債権現在額申立書<br>・交付要求から選択することで、交付要求の種類等に合わせた根拠条文（国徴法・滞調法の別、強制競売、不動産競売）が記載された、債権現在額申立書を印刷できること<br>■線上徴収 線上徴収口<br>・地方税法やその関連法、対象の債権（国保）の法律等に従い、決裁用・滞納者用の線上徴収（納期限変更告知）の帳票を印刷できること<br>※収納システムでの実現でも可<br>※実際の線上した納期限の変更は収納システムでも可<br>※督促状の発行が不要になるが、滞納処分が可能になること | 処分内容に応じて差押調書等の各種処分調書を個別に作成できること（登記嘱託書・登記原因証明情報等を含む）。 | （黒字：必須）<br>処分内容に応じた調書の作成は、法定の業務であると考えており、必須機能であると想定しています。<br>B市で記載される、未来日付の滞納処分調書について、内部決裁等で処分年月日が起案から数日後になるケースがあるため、必須機能と想定しています。<br><br>（続字：実検討）<br>処分調書の編集機能について、確認いたします。<br><br>各団体、各ベンダにおいて滞納処分調書を列挙していますが、処分調書については帳票要件で定義するため、本たたき台では記載しません。 | <要確認事項><br>a)処分調書の編集機能についてご教示ください。<br>財産種等については、通常定型文が使用されることを想定していますが、手入力の必要性は高いでしょうか。<br><br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>・必要性は高い。(C市)<br>・定型文も必要であるが、捜索時に差押と動産や売掘金等手入力が必要になるものがあるため必要と考える。(E市)<br>・定型の題型に基づき、個別の部所を入力して、財産等特定しています。使用頻度は高く必須。(J市)<br>・処分財産について特に売掛金などの個別契約による債権の表示など、第三債務者に確認して個別に作成する必要があるので、編集機能は使用頻度が高く手入力の必要性は極めて高い。(K市)<br>**【提案】たたき台の最字を、必須機能化する。**<br><br>b)<br>・差押は上記2.7.1で記載した財産の大区分ごと、交付要求はその種類ごとに出力する帳票を変更する機能が必要と考えます。また、本人あての差押調書（勝本）には債権額に指定した文章を印字する機能が必要と考えます。(H市)<br>・理由附記など(I市)<br>**【事務局】番号個については、板原町で定義する。**<br><br>・【確認】処分年月日は手入力できること。（未来日付のものを作成できること。）とは差押日（有効日ではない）を登録し、その日付で文書日を印刷及びその日で延滞金の計算をして帳票に印刷するという意味でしょうか。(H市)<br>**【回答】ご認識のとおり。** |
| 2.7.10. | 配当計算書作成・管理 | 配当計算書（国税通則法49条に記載事項が明記）を作成し、出力できること。<br>また、備考欄には、配当処分のもととなる滞納処分の内容を入力できること。 | No. 6-11_6 | 165.滞納整理 差押え・強制執行 登記嘱託<br>登録した滞納処分に対し、配当計算することができること。また充当することにより、納付書も発行できること。 | 配当計算書を作成し、出力できること | ■オンライン処理 滞納整理状況 滞納基本（35）<br>・処分充当・配当の登録ができること。 | ■配当計算書 作成<br>・地方税法やその関連法、対象の債権（国保）の法律等に従い、配当計算ができること<br>・配当計算および配当に対する充当先の明細を合わせて配当計算書が作成できること<br>■配当計算書 入力<br>・必要な項目が入力されていないとき、登録時にエラーが表示されること<br>・各配当順位・金額等の備考欄に、処分等の内容（平成O年O月O日差押分、交付要求分、抵当権設定目等）を、入力できること<br>・充当可能な明細を、優先順位をつけて自動的に選択する工夫があること<br>・充当可能な明細の優先順位を、本税優先・期別優先（本税・延滞金）の指定ができること<br>・充当対象の明細を、対象の候補から任意に選択できること<br>■配当計算書 保存<br>・配当計算の入力を保存し、照会できること<br>■配当計算書 修正<br>・保存後の配当計算の入力の誤りを修正できること | 配当計算書を作成し、管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | （黒字：必須）<br>配当計算書の情報管理入力は、配当計算書作成のため必須機能と考えます。<br>また、配当計算書は差押財産換価時に必要であり、必須機能であると想定しています。<br><br>E市では帳票作成時の入力の流れを記載していますが（入力項目不足によるエラー含む）、帳票が作成できることが記載されていれば足りると判断し、本たたき台上は記載しません。<br><br>R社は財産ごとの配当計算書参照・処理機能を記載していますが、たたき台上は財産を記載しなくとも問題ない（財産種類によって、配当計算書の作成に制限は生じない）ため、記載しません。 | <要確認事項><br>a)配当計算作成時、充当先の順序を自動で設定する機能を記載していますが、充当先の期別についての機能でしょうか（E市）<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>・充当先明細を自動的に選択する機能は有していない。（手動選択）(E市)<br>b)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>・備考欄を内訳表の備考欄とした方がよいと考えます。（全体の備考には交付期日短縮の文章を印刷することがあるため区別）(H市)<br>**【提案】たたき台の「備考欄には、」を削除する。**<br><br>・滞納処分資及び延滞金計算日を登録し、自己の登録処分（差押、交付要求）と連動して債権現在額を自動で計算し登録、別に登録した他機関の債権額、入金額から残余金を自動で計算する機能は業務効率、ヒューマンエラーを防止する観点から実装が望ましいと考えます。(H市)<br>**【確認】他の構成員において、受信裁在額、他機関の受信額、残余金の自動計算機能は、必要性が高いか。**<br>**【確認】他の構成員において、上記の他に、配当計算書作成においてお要性の高い機能はあるか。**<br><br>・業務量から業務効率化のため配当計算日から交付期日をカレンダ機能を利用して短縮を含め自動計算し、短縮時は備考欄に短縮に関する文章を自動で印刷する機能があることが望ましいと考えます。(H市)<br>**【確認】他の構成員において、上記機能は必要性が高いか。**<br>**【提案】（必要であれば）交付期日が短縮される場合、自動で正しい交付期日が設定されるよう、たたき台に追加する。**<br>**【事務局】配当期日短縮時の文言が記載される条件については、板原町で検討する。**<br><br>・間違って登録する可能性もあることから修正、削除機能についても明記する必要があると考えます。(H市)<br>**【提案】配当計算書の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。をたたき台に追加する。** |

| 機能名等 | | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | B市 | C市 | D市 | E市 | I市 | 案件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2.7.11. | | *配当計算書作成上、頻度が高い債権者、第三債務者（所在・名称）を登録し、随時選択できること。* | | | | | ■配当計算書 入力<br>・頻度が高い債権者、第三債務者（所在・名称等）を登録することができ、随時、選択することで簡単に入力する工夫があること | | （青字：オプション）<br>各団体、ベンダでの記載は少ないですが、市内金融機関等、よく使われる債権者、第三債務者を登録する機能は、事務効率化に資するため、オプション機能と想定しております。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 | ・問題なし。(C市)<br>・確認しました。(I市)<br>・不明(J市)<br><br>・第三債務者を登録できる機能は頻繁に使用されるため入力できる機能を標準仕様と考える。(E市)<br>・よく使用する第三債務者や権利者等の情報はマスタ管理し財産に紐づけて登録することが適当と考えます。(H市)<br>・不動産差押時等に権利者あて発送文書を無駄なく作成するためマスタ管理は必須であると考えます。(H市)<br>**【提案】たたき台の青字を、必須機能化する。**<br>**【確認】他の団体具体において、マスタ管理の必要性は高いか。**<br>**【提案】（必要であれば）債権者、第三債務者情報は、マスタ管理できるよう、たたき台を修正する。**<br><br>・差押（参加差押含む）情報に連動して第三債務者の情報等を含む財産情報をデフォルトで読み込みする機能がより効率的であると考えます。(H市)<br>**【提案】（2.7.1.財産・債権者情報管理で管理する債権者情報から）第三債務者の情報が自動・手動で設定できるよう、たたき台に必須機能として追加する。** |
| | 2.7.12. | | 充当通知書を作成し、出力できること。*また、充当期別分の納付書を発行できること。* | No. 6-11_6 | ■滞納整理 差押え・強制執行 登記嘱託（165）<br>・登録した滞納処分に対し、配当計算することができること。また充当することにより、納付書も発行できること。 | 充当計算書を作成し、出力できること。 | ■オンライン処理 滞納整理状況 滞納基本（35）<br>・処分充当・配当の登録ができること。 | ■配当計算書 充当通知書□<br>・地方税法第１６条の５に規定された充当通知書だけでなく、競売、破産などによる執行機関に対する交付要求による配当に関する充当通知書についても出力できること<br>■配当計算書 納付書□<br>・充当用の納付書を、簡単な方法で発行できること | 配当時に充当通知書を出力できること。 | （黒字：必須）<br>充当通知書の作成は、差押財産換価時、必須機能であると想定しています。<br><br>（青字：オプション）<br>団体の出納機関で納入処理を行う必要があることから、充当期別の納付書を発行する機能は必要性が高いと考えます。<br>充当通知書作成と同時に納付書が発行されるかについて、現行のシステムで具備されているかを確認いたします。<br><br>E市では、競売交付要求、破産交付要求における充当通知の出力機能を記載していますが、充当通知の作成ができれば問題ないため、本たたき台では記載しません。<br><br>R社は財産ごとの充当通知書参照・処理機能を記載していますが、たたき台上は財産を記載しなくても問題ない（財産種類によって、充当通知書の作成に制限は生じない）ため、記載しません。 | <要確認事項><br>a)現行システムで具備されているか、ご教示ください。<br>具備されている場合は、使用頻度を伺せてご教示ください。使用頻度が高く、必要性が高い場合、オプション機能として定義いたします。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>■納付書作成<br>・現行システムで具備されている。充当通知書作成時は毎回納付書を発行しており、使用頻度は高い。(C市)<br>・競売・破産などによる執行機関に対する交付要求による配当に関する充当通知書について必要。(E市)<br>・収納の種類を集計するため、納付書の種類により時効の中断を判断しているため充当期別分の納付書作成は必要。(E市)<br>・具備されておりますし、差押えからの換価手続きができなくなるのでお送です。なぜこれがオプションとなるのか…。(I市)<br><br>・処分登録と入金額、延滞金計算日を登録し、期別への充当内容を自動で登録できる機能が必須であると考えます。なお、当市では充当期別分の納付書を発行機能を有しています。（消込方法にもよりますが、印刷される納付書は時効延長を行わない納付書であることを明記した方がよいと考えます。）(H市)<br>【事務局】「消込方法にもよる」とは、具体的にどのようなケースでしょうか。※差押解除のタイミングまで時効は中断し続けるため、充当用の納付書は時効延長（時効中断・更新）に影響しないという理解ですが、影響するケースがあればご教示ください。 (H市)<br>※納付書でなくデータでの消込を想定しています。納付書で消込した際に自主納付問題に陥ってもご指摘のとおりではほぼ問題はないとなるとがないとは思いますが、時効管理項目を登録してしまうと方が一差押自体が無効となった際に差押による時効延長のみ削除して納付による時効延長はそのまま残ってしまい誤った時効管理をしてしまう危険性が危惧されます。また、実際の法令と異なる時効管理情報をシステムに登録することにより法律を誤って（そもそも登録自体が法的にはおかしい）認識するユーザーが出てしまうことも危惧されます。（H市）<br><br>■作成せず<br>・現行システムでは充当通知書のみ作成し、消込は財務会計システムに直接入力（手作業）により行っています。(J市)<br>・充当納付書の自動作成機能はありません。収滞納システム内で歳計外の「差押過貸及び公売代金」から充当先市税へ振替処理を行います。配当については支出命令書を収滞納システムで出力し財務会計システムにデータ連動させています。(K市)<br>**【提案】充当の消込について、収納簿で消込ができるよう、原弘用に充当期別分の納付書発行、または消込データの作成等の対応ができるよう、たたき台に必須機能として追加する。**<br>**なお、上記提案で包含できるため、たたき台の青字は削除する。**<br>**【確認】充当用の納付書を発行して消込処理している場合、充当期別に入金された日に時効中断されているか。**<br>**【提案】（時効の中断・更新が行われる場合）消込用の充当期別分の納付書は、時効の中断・更新が行われない納付書であるよう、たたき台に必須機能として追加する。**<br><br>b)<br>・また、間違って登録する可能性もあることから修正、削除機能についても明記する必要があると考えます。(H市)<br>**【提案】「充当通知書の情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。」をたたき台に追加する。** |
| | 2.7.13. | | 差押範囲をもとに配当計算書を作成できること。 | | | | | | 差押範囲をもとに配当計算書を作成できること。 | （黒字：必須）<br>各団体、ベンダでの記載は少ないですが、元となる差押の期別範囲についてのみ配当計算書を作成するため、必須機能であると想定しています。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） | a)<br>・問題なし。(C市)<br>・ヒューマンエラー防止も兼ねて各差押の範囲についてのみ配当計算書を作成する機能は必要。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br>・配当計算書に配当順位ごとに記載する必要があるため、元となる差押の期別範囲の必須ですし、自官庁の参加差押・交付要求の処分すべてを取り込んで配当計算書を作成する機能は必須です。それが不可能なら、手入力対応とすることになると思いますが、当市では現行システムで運用している以上、本システムの利用は相当な抵抗感と事務処理ミスの恐れも考えられます。(K市)<br><br>・2.7.10に集約できると考えます。(H市)<br>**【事務局】2.7.10.「配当計算書作成・管理」に集約する。**<br><br>b)<br>特になし |
| | 2.7.14. | 滞納処分の解除書作成 | 滞納処分（差押、参加差押、交付要求）を解除する際は、各種解除書を出力できること。<br><br>【各種解除書】<br>差押解除通知書<br>参加差押解除通知書<br>交付要求解除通知書 | No. 6-6_3 | ■滞納整理 差押え・強制執行 差押え（128,130）<br>・財産管理で登録した財産の差押および解除ができること。<br>・差押の抹消ができること。<br>■滞納整理 差押え・強制執行 参加差押え（137,139）<br>・財産管理で登録した財産の参加差押および解除ができること。<br>・参加差押の抹消ができること。<br>■滞納整理 差押え・強制執行 交付要求（150,152）<br>・財産管理で登録した財産の交付要求および解除ができること。<br>・交付要求の抹消ができること。 | 下記の通知書を作成できること<br>・債権差押解除通知書（市保管用）<br>・権利者等一覧表<br>※債権差押解除通知書（納税義務者用）<br>・担保権設定等財産の差押通知書（権利者等用）<br>・債権差押解除通知書（第三債務者用）<br>・債権差押解除通知書標本（登記・登録用） | | ■差押・参加差押 解除<br>・差押等を理由と日付を入力して、解除できること<br>・決消用・滞納者用・権利者用・第三債務者用のそれぞれの差押解除通知書を印刷できること<br>■交付要求 解除<br>・交付要求を理由と日付を入力して、解除できること<br>・決消用・執行機関用・滞納者用・権利者用のそれぞれの交付要求解除通知書を印刷できること | 滞納処分（差押、参加差押、交付要求）を解除する際は、各種解除書を出力できること。 | （黒字：必須）<br>滞納処分の解除に係る帳票の作成は、法定の業務であると考えており、必須機能であると想定しています。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>・問題なし。(C市)<br>・特に意見なし。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>b)<br>・不動産等のときは登記嘱託書等も必要になることから差押等と同様に関連帳票についても記載する必要があると考えます。(H市)<br>**【提案】たたき台に、登記嘱託書等、解除に必要な帳票を出力できるよう、必須機能として追加する。**<br><br>・各種解除書類の出力はもちろん時効管理のため解除年月日等の管理も必要です。(K市)<br>・間違って解除登録する可能性もあることから解除の修正、削除機能についても明記する必要があると考えます。また、不動産等については差押財産の一部のみ解除する場合があるため、一部解除機能も必要と考えます。(H市)<br>**【提案】2.7.2.滞納処分管理に、各滞納処分の解除情報を管理できるよう、たたき台に必須機能として追加する。**<br><br>・当市の運用として、自庁内処理のため、完結書を作成している（解除の字句を、二重線で見え消しして、完結としている）。(I市)<br>**【確認】システムから出力された解除通知を活用しているということか。** |
| **2.8. 財産調査処理** | | | | | | | | | | | | |
| | 2.8.1. | 実態調査書作成 | 他自治体に対し、調査対象の滞納者を選択し、実態調査書・回答書を一括及び個別に作成できること。<br>調査依頼を行う自治体については、全国自治体マスタから選択し、依頼文を作成できること。なお、一括照会センター等の宛先を全国自治体マスタに任意に登録できること。 | No. 5-1_8 | ■滞納整理 調査 調査照会文書一括作成<br>（103,104,105）<br>・預貯金調査、給与調査、保険契約調査、実態調査の照会文章が一括で作成できること。<br>・預貯金調査、給与調査、保険契約調査、実態調査の照会文章が一括で作成できること。<br>・個別照会、一斉照会のいずれにも対応できること。<br>（一斉照会のために滞納者等の条件づけ機能がきめ細かくかつ柔軟に対応できること） | 9.3.4.1 財産調査<br>収滞納情報に基づき、各外部機関に財産に関する調査を行い、財産情報を登録する。 | ■オンライン処理 実態調査 実態・財産調査依頼<br>（62）<br>・滞納者を選択し他市町村に対して「実態調査依頼書」「伺書」「回答書」の出力ができること。転入前自治体に照会する場合は一覧から選択でき、その他の自治体については自治体住所から選択できること。 | ■実態調査 滞納調査<br>・対象者の画面から、調査先（他市の税務担当課宛）を選択し、「滞納状況・勤務先や所得額」の調査（照会）文を印刷できること<br>・入力した「対象者の一覧と調査先（他市の税務担当課宛）」から、「滞納状況・勤務先や所得額」の調査（照会）文を一括して印刷できること<br>・照会文に、対象者・照会根拠となる法令等・照会する内容・連絡先が記載されていること | 他自治体等に対し、調査対象の滞納者を選択し、実態調査書・回答書を一括及び個別に作成できること。<br>調査依頼を行う自治体については、全国自治体マスタ等から選択し、依頼文を作成できること。なお、一括照会センター等の宛先を全国自治体マスタ等に任意に登録できること。 | （黒字：必須）<br>実態調査書の作成機能は、他団体への滞納状況調査のため一般的に実装／利用されている機能と考えており、必須機能であると想定しています。<br><br>B市では、実態調査以外の調査内容が記載されていますが、2.8.2.で定義しており、本たたき台では記載しません。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>・問題なし。(C市)<br>・特に意見なし。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>b)<br>・税務署に対する照会もありますので他自治体⇒他機関の方が適当と考えます。(H市)<br>**【事務局】たたき台の「他自治体」を、「他機関」に修正する。** |
| | 2.8.2. | 各種調査書等作成 | 各種財産の調査書（または照会書）及び回答書を「地方税共同機構」の統一様式で一括及び個別に作成できること。<br>金融機関に対する調査については、金融機関マスタから選択し、依頼文を作成できること。金融機関以外の調査については、容易に送付先の登録及び選択ができ、依頼文を作成できること。 | No. 5-2_1 | ■滞納整理 調査 調査照会文書等 (99)<br>・預貯金照会、給与等照会、保険契約照会、電話加入権等の決議書・照会文書・回答書の作成ができること。<br>■滞納整理 調査 調査照会文書一括作成<br>（103,104,105,106）<br>・預貯金調査、給与調査、保険契約調査、実態調査の照会文章が一括で作成できること。<br>・預貯金調査、給与調査、保険契約調査、実態調査の照会文章が一括で作成できること。<br>・個別照会、一斉照会のいずれにも対応できること。<br>（一斉照会のために滞納者等の条件づけ機能がきめ細かくかつ柔軟に対応できること）<br>・預貯金照会、給与等照会、保険契約照会、電話加入権等の照会文章が一括で作成できること。 | 9.3.4.1 財産調査<br>収滞納情報に基づき、各外部機関に財産に関する調査を行い、財産情報を登録する。<br>５電子データでの調査を可能とすること。<br>（１）調査依頼データの出力<br>（２）調査結果データの取り込み | ■オンライン処理 実態調査 実態・財産調査依頼<br>（64, 65, 66, 67, 68, 69）<br>・滞納者を選択し金融機関に対して「預貯金照会文書」「伺書」「回答書」の出力ができること。文書に１人分のみ印刷・一覧形式で複数人印刷の選択ができること。照会を行う金融機関の登録が画面よりできること。<br>・滞納者を選択し事業所に対して「給与照会文書」「伺書」「回答書」の出力ができること。照会先は勤務先で登録されている事業所を一覧より選択できること。<br>・滞納者を選択し事業所に対して「給与照会文書」「伺書」「回答書」の出力ができること。照会先は個人住民税（特徴）データで登録されている事業所から選択できること<br>・滞納者を選択し生命保険会社に対して「生命保険契約照会文書」「伺書」「回答書」の出力ができること。文書に１人分のみ印刷・一覧形式で複数人印刷の選択ができること。照会を行う生命保険会社の登録が画面よりできること。 | ■財産調査 金融機関等調査<br>・対象者の画面から、調査先（照会先名称、所在等）を複数選択し、「金融機関、保険会社、給与、年金、不動産、動産等」の調査（照会）文を一括して印刷できること<br>・照会文に、対象者・照会根拠となる法令等・照会する内容・連絡先が記載されていること。なお、照会根拠となる法律は、税目ごとに地方税法を根拠として表示すること。例：「地方税法第○条および同法第△条を根拠とする国税徴収法第１４１条に基づく・・・・」 | 各種財産の調査書（または照会書）及び回答書を総務省指定の様式で一括及び個別に作成できること。<br>金融機関等に対する調査等については、金融機関マスタから選択し、依頼文を作成できること。金融機関以外の調査等については、容易に送付先の登録及び選択ができ、依頼文を作成できること。 | （黒字：必須）<br>財産調査文書の作成機能は、基本業務と考えており、必須機能であると想定しています。<br><br>財産ごとの照会文書種類については、調査する財産は帳票単位で変動するため、たたき台上は記載しません。<br><br>B市、S社は、各種財産調査以外の調査内容が一部記載されていますが、2.8.1.で定義しており、本たたき台では記載しません。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>・問題なし。(C市)<br>・財産調査文書の作成機能は必要であり必須機能と考える。(E市)<br>・金融機関調査はマスタから選択し、依頼文を作成し、金融機関以外の調査についての送付先はフリーで入力し登録できる。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>b)<br>・金融機関のみマスタ選択とする理由がありませんので、照会先区分ごとにマスタ登録し、選択できるよう表記することが適当と考えます。(H市)<br>**【提案】たたき台の「金融調査に対する調査については、金融機関マスタから選択し、依頼文を作成できること。」を、「調査先ごとにマスタ登録され、選択し、依頼文を作成できること。」に修正する。** |

| 機能名等 | | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | B市 | C市 | D市 | E市 | I市 | 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | ・滞納者を選択し損害保険会社に対して「損害保険契約照会文書」「伺書」「回答書」の出力ができること。文書に１人分のみ印刷・一覧形式で複数人印刷の選択ができること。照会を行う損害保険会社の登録が画面よりできること。<br>・滞納者を選択し電話会社に対して「電話加入権開製申請書」「伺書」「回答書」の出力ができること。申請を行う電話会社の登録が画面よりできること。<br>■オンライン処理 実態調査 照会先情報（71）<br>・財産調査などの照会先の管理ができること。宛名情報として登録されている場合は検索条件を指定して検索後に登録が行え、登録されていない場合は直接入力ができること。 | | | | | | | |
| 2.8.3. | | | 文面を自由に登録できるフリー入力照会文書及び回答書が作成できること。 | | | | | | | （黒字：必須）<br>各団体、ベンダでの記載は少ないですが、汎用的に使用できるフリー入力照会文書の作成機能は、今後新たな差押可能な財産が出現した際に活用可能と考えており、必須機能であると想定しています。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） | a)<br>・問題なし(C市)<br>・汎用調査書は必要。「考え方・根拠」の方針で問題ない。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br>・今後発生する新しい債権はもちろんですが、現状でも契約により発生している各種債権の調査・差押にあたっては、必須のものとなります。(K市)<br><br>b)<br>・フリー入力照会文書等が作成できるというよりも照会文書全体をはユーザーで自由に作成、登録し、選択して使用できる機能が適当と考えます。（当市では現在もこのようになっています。）(H市)<br>**【提案】たたき台の「文面を自由に登録できるフリー入力照会文書及び回答書が作成できること。」を、「照会文書・回答文書の文面を、自由に編集できること。」に修正する。** |
| 2.8.4. | | | 金融機関への照会について、電子ファイルでの抽出ができること<br>また、回答を電子データで一括して取り込むことができること。 | | | | | | | （緑字：要検討）<br>各団体、ベンダでの記載は少ないですが、L-GWAN-ASP（アプリケーションサービスプロバイダ）による電子化ソリューションが開始されている背景を鑑み、仕様化について検討致します。 | ＜検討事項＞<br>a)現行運用で、電子ファイルでの預金調査等を行っていますでしょうか。<br>また、今後電子ファイルでの預金調査等を行う展望はございますでしょうか。 | a)<br>・現行では運用していない。(C市)<br>・行っておりません。次期システム次第。(I市)<br>・現行運用で、電子ファイルでの預金調査は行っていません。（J市）<br>・電子ファイルでの預金調査は検討段階。(C市)<br>・現状預貯金調査の電子化は行っていないが、必要性は認識している。(E市)<br>・金融機関側からの要請もあり今後導入の検討はしたいと考えている。(E市)<br>・今後も予定はありませんが、預貯金調査の結果入力業務が膨大であり、電子ファイル化で業務効率向上が望めます。(J市)<br>・今秋、試験運用を始める予定があり、今後の動向を見ながら数年後には必須となると考えています。(K市)<br><br>・電子照会についての仕様が決まっていない中での標準化仕様は無理があると考えます。必要な項目があればシステム外部からでもデータ出力・登録は可能であることからも、あえて現状で仕様に表記する必要はないかと思います。7(H市)<br>**【提案】将来的な電子化推進のため、たたき台の幾字を、必須機能化とする。今後随時改定することを想定。**<br>**※APPL1Oは特に意見無** |
| 2.8.5. | | 登記事項証明書等交付申請書作成 | 法務局に対し、調査対象の滞納者を選択し、商業／不動産登記事項証明書の交付（閲覧）申請書を一括及び個別に作成できること。 | | | | | | 法務局に対し、調査対象の滞納者を選択し、登記事項証明書等の交付申請書を一括及び個別に作成できること。 | （黒字：必須）<br>登記事項証明書（登記簿）の交付申請書の作成機能は、登記簿申請上必要であるため、必須機能であると想定しています。<br><br>U.T社では法務局への申請書以外の調査内容が記載されていますが、2.8.2.で定義しており、本たたき台では記載しません。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 | ・問題なし。(C市)<br>・申請上必要であり必須機能と考える。(E市)<br>・問題ありません。(H市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br>**【提案】たたき台はこのままとする。** |
| 2.8.6. | | 関係書類申請書作成 | 他自治体に対し、調査対象の滞納者を選択し、滞納者に関係する各種書類（外国人登録照会、住民票、戸籍謄本、破産免責）の申請書を一括及び個別に作成できること。 | | | | ■オンライン処理 実態調査 実態・財産調査依頼（63）<br>・滞納者を選択し他市町村に対して「戸籍住民票発行依頼書」「伺書」「回答書」の出力ができること。転入前自治体に照会する場合は一覧から選択でき、その他の自治体については自治体住所から選択できること。 | ■実態調査 住民票調査等<br>・調査先（他市の住記担当課）を選択し、「戸籍・住民票・相続分等の照会、破産免責の確認」の調査（照会）文を印刷できること<br>・入力した「対象者の一覧と調査先（他市の住記担当課）」から、「戸籍・住民票・相続分等の照会、破産免責の確認」の調査（照会）文を一括して印刷できること<br>・照会文に、対象者・照会根拠となる法令等・照会する内容・連絡先が記載されていること | 他自治体等に対し、調査対象の滞納者を選択し、滞納者に関係する各種書類（外国人登録照会、住民票、戸籍謄本）の申請書を一括及び個別に作成できること。 | （黒字：必須）<br>滞納者に関する各種書類（外国人登録照会、住民票、戸籍謄本）の申請書の作成機能は、他市在住等の滞納者の情報を収集するため、必須機能であると想定しています。<br><br>（緑字：要検討）<br>自治体向け破産免責の確認について、確認いたします。<br><br>E市では申請書に根拠法令の記載機能を記載していますが、各帳票への根拠法令記載は帳票要件で定義するため、本たたき台上は記載しません。 | ＜要確認事項＞<br>a)自治体向け破産免責の確認について、利用頻度は高いでしょうか。（E市） | a)<br>・滞納者に関係する各種書類の申請書の作成は必要であり必須機能であり全国統一の書式が望ましいと考える。(E市)<br>**【提案】 申請書の様式については根拠RTで検討する。**<br><br>・破産免責は官報検索等を利用して確認しています。(K市)<br>・破産時には交付要求等を行っているスは、行っていたため情報があるようであれば記載していただければ停止検討材料となる。(E市)<br>**【提案】実態調査の空き**<br>**スペースや備考欄を活用できないか（E市）**<br><br>・使用する調査書の様式の問題で2.8.1に集約されると考えます。（2.8.2で金融機関と保険会社を分けて表記していないことと同様です。）(H市)<br>**【提案】本要件を、2.8.1.実態調査書作成に集約する。** |
| 2.8.7. | | 送付先情報自動入力 | システム上で送付先に調査先自治体名を選択すると、住所や代表者が自動的に選択されること。 | | | | | | システム上で送付先に調査先自治体名を選択すると、住所や代表者が自動的に選択されること。 | （黒字：必須）<br>各団体、ベンダでの記載は少ないですが、調査業務の効率化に資すると考えており、必要性が高く、必須機能であると想定しています。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） | a)<br>・問題なし。(C市)<br>・調査業務の効率化に必要であり必須機能と考える。機能としてはヒューマンエラー防止のため必要と考える。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。現行システムでも実現されています。(J市)<br>・近年、照会センター等を設けている自治体も多く、最新の情報管理に手数がかかっています。(K市)<br><br>b)<br>・2.8.1でマスタ管理となっていることから不要と考えます。(H市)<br>**【事務局】本要件は削除する。** |
| 2.8.8. | | 捜索情報管理 | 捜索情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | | ■滞納整理 差押え・強制執行 捜索（146）<br>・捜索調書が発行できること。 | | | ■捜索 作成<br>・地方税法やその関連法、対象の債権（国保）の法律等に従い、システム上で捜索調書の作成を補助する仕組みがあること<br>■捜索 保存<br>・捜索の入力を保存し、照会できること<br>■捜索 修正<br>・保存後の捜索の入力の振り修正できること | 捜索情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。<br>捜索調書を出力できること。 | （黒字：必須）<br>捜索情報の管理機能は、滞納者の自宅等に財産があると見受けられる場合に捜索が必要と考えており、必須機能であると想定しています。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 | ・問題なし。(C市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br>・捜索情報の管理は必要であり必須機能と考える。(E市)<br><br>・捜索は差押前提であり、財産発見時は差押となることから動産の差押と関連付けて差押2.7で議論することが望ましいと考えます。（時効管理も必要）(H市)<br>**【事務局】2.7.に移動する。** |
| 2.8.9. | | | 捜索に係る関連調書を出力できること。 | No.5-3_4 | | 9.3.4 処分<br>口捜索<br>捜索関連帳票を作成・印刷できること | | ■捜索 捜索調書<br>・捜索調書を作成できること<br>・決済用・滞納者用・立会人用の捜索調書を印刷できること<br>・保管・封印・公示・搬出に必要な調書を印刷できること<br>・システム内の情報を利用して、捜索調書の作成を支援する仕組みがあること | | （黒字：必須）<br>捜索に関する帳票の作成機能は、法定の業務であると考えており、必須機能であると想定しています。<br><br>E市、S社では具体的な帳票を記載していますが、帳票要件で定義するため、本たたき台では記載しません。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 | ・問題なし。(C市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>・捜索時の必要書類（捜索調書、差押調書、取上調書等）の帳票作成機能は必要であると考える。(E市)<br>・捜索時は捜索調書等と差押調書等の２種類が必要になることから、そのことについて明記する必要があると考えます。(H市)<br>**【提案】必要書類の例（捜索調書、差押調書、取上調書等）を、たたき台に記載する。**<br><br>**【事務局】2.8.8.捜索徴税管理と同様、2.7.に移動する。** |
| 2.8.10. | | 回答書作成 | *各調査書・照会書・申請書を作成した課の宛先を印字した、回答書を作成できること。* | | | | | | 各調査書・照会書・申請書を作成した課の宛先を印字した、回答書を作成できること。 | （青字：オプション）<br>同団体の他課からの照会文書に対し、調査回答する機能は、団体によって対応が異なると考えており、オプション機能と想定しております。 | ＜要確認事項＞<br>a)具体的な運用方法について、ご教示ください。なお、下記パターンを想定しています。<br>①市の様式の回答書に、照会内容を示した書類をシステムから出力して添付する<br>②システムの回答書に各照会内容に対する回答の入力欄があり、入力して回答する。<br>③その他（ありましたらご教示ください）<br><br>本要件は②の運用という認識です。①が一般的である場合、本要件を定義する団体、ベンダが少ないことから、定義の取消を検討することがございます。 | a)<br>・①で運用している。(C市)<br>**【確認】②の手法へ変更することに問題はないか。①である必要性は高いか。（C市）**<br><br>・②により処理。(E市)<br>・②、もしくは③照会元の様式に手書きで対応。(I市)<br>・調査書に添付された回答書に直接記載して回答しています。(J市)<br>・照会先自治体の回答書に、滞納市税明細、滞納処分・執行停止等の処理状況を記載した回答書を添付して回答しています。(K市)<br><br>・全国統一の回答の書式であれば必須機能にすることができると考える。照会回答は業務上必要な機能のため、標準機能とすべきではないか？(E市)<br>**【提案】たたき台の青字を、必須機能化する。**<br><br>・【確認】自身が発送した文書に対する連絡先を記載することを目的としたものと想定されますがいかがでしょうか。⇒帳票様式で議論が適当？(H市)<br>**【回答】上記の想定が正しいと考える。詳細は根拠RTで議論する。** |

| 機能名等 | | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | B市 | C市 | D市 | E市 | I市 | 案件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2.8.11. | | 実態調査の照会に対し、回答書を自動で作成できること。 | | ■滞納整理 照会・発行 実態調査の照会に対する回答書作成（35）<br>・実態調査の照会に対し、回答書を自動で作成できること。 | 9.6.1 収滞納情報照会<br>各機関の照会依頼に対し、該当の課税・収滞納情報を回答する。<br><br>■実態調査回答<br>実態調査回答（個人・法人用）を作成して印刷する。 | | ■実態調査 滞納調査回答<br>・対象者の画面から、滞納調査の回答用の滞納状況を取得し、調査（照会）回答を印刷できること | 実態調査の照会に対し、回答書を自動で作成できること。 | （黒字：必須）<br>他団体からの実態調査の照会に対する回答書の作成は、一般的に実装／利用されている機能と考えており、必須機能であると想定しています。 | 左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。 | ・問題なし(C市)<br>・自動作成は必要であると考える。全国統一の書式であれば回答書が戻ってきたときの入力等の時間が削減されると考える。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・調査書に添付された回答書に直接記載して回答しています。(J市)<br><br>・自身が送った照会と区別しにくく紛らわしいので他の機関からの照会に対してと表記した方がよいと考えます。(H市)<br>**【提案】「実態調査の照会に対し、調査書を自動で作成できること。」を、「他機関からの実態調査の照会に対し、回答書を自動で作成できること。」に修正する。** |
| | 2.8.12. | 発行情報管理 | 各調査書・照会書・申請書について、発行情報（発行履歴、発行有無、発行日、発行課（出先機関含む））の管理（参照、自動/手動登録、修正、削除）ができること。 | | | ■照会・異動<br>29　調査履歴<br>調査照会文書の発行履歴を表示する。<br><br>■照会異動・履歴<br>6　調査履歴<br>調査照会文書の発行履歴を表示。発行日・発行番号・帳票種類を指定することにより絞込表示。 | | | 各調査書・照会書・申請書について、発行情報（発行履歴、発行有無、発行日、発行課（出先機関含む））等）の管理（参照、自動/手動登録、修正、削除）ができること。 | （黒字：必須）<br>各調査書・照会書・申請書の発行情報等の管理方法は、調査発行の経緯を追うなどに用いられると考え、一般的に実装／利用されている機能と考えており、必須機能と想定しています。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)なぜその機能が必要かorなぜこの機能が書いていないのか（不要なのか、他の機能で賄われているのか） | a)<br>・問題なし(C市)<br>・発行情報の登録修正は必要であり必須機能であると考える。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>・【確認】処分については、処分課が登録項目として議論されていなのに、財産調査では発行課が項目としてあがっているのは何故でしょうか。発行課については、発行される文書に連絡先を記載、発行者の情報を記事登録されれば発行課に情報は不要ではないでしょうか。(H市)<br>**【機能】発行課（出先機関含む）については、支障経済上の手入力でよいか（たたき台から削除でよいか）。**<br><br>b)<br>特になし |
| | 2.8.13. | 回答情報の管理 | 各調査書・照会書・申請書から得られた回答情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 | No.5-1_2.10<br>No.5-2_4 | | 9.3.4.1 財産調査<br>収滞納情報に基づき、各外部機関に財産に関する調査を行い、財産情報を登録する。 | | ■実態調査 調査結果の記録<br>・対象者の画面から、調査結果を登録できること<br>・対象者の画面から、調査結果を照会できること<br>■財産調査 調査結果の登録<br>・調査結果を、対象者の財産内容として登録できること<br>・財産内容として「照会日、回答日、財産の有無、財産内容、金額等、財産の権利者」を登録できること<br>・財産内容「照会日、回答日、財産の有無、財産の権利者」を条件に、対象者を一覧で表示し、選択した対象者の画面に移れること | 各調査書・照会書・申請書から得られた回答情報の管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 | （黒字：必須）<br>各調査書・照会書・申請書の回答情報の管理は、照会結果を記録するため一般的に実装／利用されている機能と考えており、必須機能であると想定しています。<br><br>S社は調査回答から入力する項目を列挙していますが、たたき台上は回答情報が管理できればよいと判断し、記載しません。<br><br>R社は、財産ごとの調査回答処理機能を記載していますが、たたき台上は財産を記載しなくとも問題ないため、記載しません。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)<br>・問題なし(C市)<br>・照会関係の情報の登録修正は必要であり必須機能であると考える。照会等の調査書を全国統一の様式にすることができれば回答作成の時間削減につながると考える。(E市)<br>・確認しました。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br><br>b)<br>・2.7.1と整理する必要があると考えます。(H市)<br>**【回答】2.7.1.財産・徴税者情報管理は、滞納処分に用いる情報（処分財産）であり、本要件は、処分に至らない財産まで含めていると整理。2.7.1 H市コメントを踏まえ、たたき台に、処分財産は集計業務上、債権・不動産・自動車等、動産・無体財産・振替社債等・その他の大区分と詳細（例：債権の場合　預貯金、給与、保険等）の管理ができることを追加する。** |
| | 2.8.14. | | *給与、年金等の継続収入の債権については、調査結果より差押可能額が自動で計算できること。*<br>*また、計算結果を出力できること。* | | | | | | | （青字：オプション）<br>差押可能額の計算はExcelで行う団体もあるため、オプション機能と想定しております。<br>運用方法と使用頻度について確認いたします。 | <要確認事項><br>a)継続収入の債権について、運用方法をご教示ください。 | a)<br>■システムで対応<br>・差押可能額を計算する機能及び差押可能額計算書を出力する機能がある。給与差押調書作成時に使用する他、第三債務者から可能額の問い合わせがある度に使用している。(C市)<br>・給与照会の情報を入力すると差押可能金額が自動計算される。しかし、差押額が振り込まれたあと充当処理後の収納反映に時間が掛かるため翌月の振込時に反映が間に合わず残額の計算は各担当者が行うこととなっている。給与の場合、ＨＰ上にエクセルを掲載し、第３債務者が差押可能額を計算し、当市へ電話、ＦＡＸ等で報告し確認後入金。(E市)<br>■システム外対応<br>・エクセル等で事足りるためのオプションでよいと考えます。なお、退職金等の継続でない債権についても計算の必要があることから、継続債権ではなく差押禁止額の設定のある財産について計算できることが適当と考えます。(H市)<br>・お見込みの通り、Excelで計算しています。世帯情報と可能額計算上の同居の親族とは別の概念なので、連動させるのは危険かもしれません。(I市)<br>・給与照会のみ、回答入力により自動的に差押可能額（差押不可）を計算し、記録します。(J市)<br>**【確認】I市意見「世帯情報と可能額計算上の同居の親族とは別の概念なので、連動させるのは危険かもしれません。」について、どのように対応しているか。(O,E市)** |
| **2.9. 公売管理** | | | | | | | | | | | | |
| | 2.9.1. | 公売管理 | 公売情報（公売期間、開札日、売却決定日、買受代金納付期限、公売保証金納付期限、配当情報、対象財産、公売価額、徴定人、買受人、最高値申込者、次順買受申込者）について管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 | | ■滞納整理 差押え・強制執行 公売（148）<br>・公売情報を入力し、一括帳票が出力できること。 | 9.3.4 処分<br>公売登録により、対象財産、債権者の編集、公売価額、徴定人、買受人、最高値申込者、次順買受申込者の設定を行う。<br><br>公売の対象を抽出できること。<br>また、公売情報の登録、修正、削除、印刷が行えること。<br><br>9.3.4.4 差押<br>公売抽出履歴作成画面では、抽出条件に該当する対象者を抽出できること。 | | ■公売 作成<br>・地方税法やその関連法、対象の債権（国保）の法律等に従い、システム上で公売を補助する仕組みがあり、公売に関する一連の帳票を作成できること<br>■公売 換価<br>・換価結果を入力できること<br>■公売 保存<br>・公売に関する一連の情報の入力を保存し、照会できること。<br>■公売 修正<br>・保存後の公売通知の入力の誤りを修正できること | 公売情報（公売期間、開札日、売却決定日、買受代金納付期限、公売保証金納付期限、配当情報等）について管理（参照、登録、修正、削除）ができること。 | （黒字：必須）<br>公売情報の管理機能は、公売帳票に記載される情報であり、必要性が高く、必須機能であると想定しています。<br><br>（緑字：要検討）<br>徴定人について、必要性を確認いたします。 | <要確認事項><br>a)項目は必要十分かをご確認ください。<br>b)徴定人について、公売情報として管理する必要性をご教示ください。（C市、R社に記載） | a)<br>■不要<br>・現在、このような情報管理はシステム上では行っていない。(K市)<br>■必要<br>・当市としては必要十分です。(I市)<br>・公売情報の管理機能は、公売帳票に記載される情報の登録修正は必要であり必須機能と考える。(E市)<br><br>b)<br>・徴定人の項目は不要。公売場所、公売方法、開札場所、その他重要と認められる事項(C市)<br>・徴定人については、滞納処分費（徴定費用）の支払い等の関係で載せておく必要があるのか。(E市)<br>・項目は必要十分。徴定人はシステムで管理していません。(J市)<br>**【提案】徴定人について、たたき台から削除する。**<br><br>その他<br>・差押に関連付けして公売情報が管理されることが必要と考えます。（複数登録可能であること）(H市)<br>**【事務局】公売情報管理について、情報の管理、入札の有無等の項目が必要とのことですが、システム上の具体的な運用方法についてご教示ください。**（H市）<br>=現在提携市ではシステムで運用できていません。豊橋市では公売件数が少なくエクセルで集計していますが、集計上システム内部で管理できることが望ましいと考えています。具体的に言えば別シートの公売管理のように差押レコードのIDを公売レコードに関連付けして複数登録できるようにすることで集計が可能であると考えいます。（H市）<br>**【事務局】公売件数や公売価額等、公売に係る集計機能については、6.3.8.EUCで対応可能。**<br><br>・項目について入札者無し、入札取り消しの項目も必要と考えます。（H市）<br>**【提案】他の関連表において、入札管理し、入札取り消しの項目の必要はあるか。**<br><br>・配当情報は必要なく、落札価格が必要と考えます。(H市)<br>**【確認】他の関連表において、配当情報の必要性は高いか。**<br>**【提案】（高くなければ）配当情報を削除し、落札価格を追加する。**<br><br>・徴定人、買受人、最高値申込者、次順位申込者（実際の売却者も）は記事入力で事足り管理は必要ないと考えます。(H市)<br>**【確認】他の関連表において、買受人、最高値申込者、次順位申込者の必要はあるか。** |
| | 2.9.2. | | 動産の公売に関する情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | | | | | | 動産の公売に対応できること。 | （緑字：要検討）<br>動産の公売への対応は、バイク等の換価のために必須機能であると想定しています。<br><br>どのような情報の管理が必要か、確認いたします。 | <要確認事項><br>a)現行の運用では、動産の公売についてどのような情報を管理しているかご教示ください。 | a)<br>■配当、充当、解除はシステム、その他はシステム外<br>・換価、配当計算はシステムで管理。公売公告や物件明細、最高価格申込者決定、売却決定はエクセル管理。(C市)<br>・差押日、財産種類（動産・有価証券など。パソコンなどの品目を入力したり）、管理番号（自動で付されるが利用していない）、売却（取立）日、売却（取立）金額、配当日、配当金額、充当日、充当金額、検索日時、物又は場所（これらは検索時に差押えた場合）、その他公売帳票はExcelで作成している。配充当、解除のみシステム利用。(I市)<br>その他<br>■動産の特出しは不要<br>・2.9.1.とほぼ同じ内容のため必要であると考える。(E市)<br>・動産を個別に表記する必要はないと考えます。（表記するなら無体財産も必要）(H市)<br>・2.9.1.の内容程度で、動産に限り特別な管理はしていません。(J市)<br>**【提案】本要件は2.9.1.に含まれるため削除する。** |
| | 2.9.3. | | インターネット公売に関する情報を管理（参照、登録、修正、削除）できること。 | | | | | | インターネット公売に対応できること。 | （緑字：要検討）<br>インターネット公売への対応は、購入層拡大のために必要性が高いと考えますが、団体ごとに実施状況に差があると考えており、オプション機能と想定しております。<br><br>どのような情報の管理が必要か、確認いたします。 | <要確認事項><br>a)現行の運用では、インターネット公売についてどのような情報を管理しているかご教示ください。 | a)<br>・動産については、2.9.2に記載のとおり。（C市）<br>・不動産については、差押情報や配当、充当処理はシステムで管理。配当表に関してはエクセル管理。(C市)<br>・2.9.1.とは違う内容であるが必要であると考える。(E市)<br>・動産を個別に表記する必要はないと考えます。（表記するなら無体財産も必要）(H市)<br>・システムで管理できておりません。また、ヤフー官公庁オークション終了に伴い、今後、インターネット公売をどう運用、対応していくか不透明です。(I市)<br>・2.9.1.の内容程度で、インターネット公売に限り特別な管理はしていません。(J市)<br>**【提案】本要件は2.9.1.に含まれるため削除する。** |

| 機能名等 | | | 仕様書たたき台 | 業務フローとの対応 | B市 | C市 | D市 | E市 | I市 | 要件の考え方・根拠 | 検討項目（論点案） | 検討項目（論点） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 2.9.4. | 公売通知書等作成 | 公売に係る関連帳票を個別に作成できること。 | | ■滞納整理 差押え・強制執行 公売（148）<br>・公売情報を入力し、一括帳票が出力できること。 | 公売通知書等を印刷する。<br>①公売通知書（滞納者用）<br>②公売公告兼見積価額の公告<br>③公売通知書兼債権申立催告書（権利者等用）<br>④公売公告兼見積価額の公告（インターネット公売用）<br>⑤債権現在額申立書（私債権用）<br>⑥公売通知書（滞納者用）（インターネット公売用）<br>⑦債権現在額申立書（公債権用）<br>⑧公売通知書兼債権申立催告書（権利者等用）（インターネット公売用）<br><br>登記嘱託書等を印刷する。<br>①登記嘱託書<br>②登記原因証明情報<br>③公売予告通知書<br><br>※公売予告通知書等を印刷する。<br>①公売予定財産一覧<br>②公売確定財産一覧<br>③公売予告通知書<br><br>評価手順書を印刷する。<br>①見積価額評定調書<br>②財産総合評価書<br>③評価別記<br><br>適否検討票を印刷する。<br>・換価処分の適否検討表 | | ■公売 公売通知書<br>・入力済みの差押等を選択することで、公売通知書を作成できること<br>・定型文が表示され、金額等の入力のみで公売通知書が完成できる工夫があること<br>・必要な項目が入力されていないとき、登録時にエラーが表示されること<br>・滞納処分費（不動産鑑定費用、インターネット公売システム使用料、開錠料金など）が公売通知書に記載されること<br>・決済用・滞納者用・権利者用の公売通知書および公売公告を印刷できること<br>・公売の候補となる不動産などの差押を、一覧で印刷できること | 以下の公売に関する帳票について、都道府県様式で出力できること。<br>公告公売通知書<br>評価依頼書<br>公売通知書<br>落札決定通知書 | （黒字：必須）<br>公売に関する帳票を作成する機能は、法定の業務であると考えており、必須機能であると想定しています。<br><br>C.E.I市、W.S.R社では具体的な帳票を記載していますが、帳票要件で定義するため、本たたき台では記載しません。<br><br>E市では帳票作成時の入力の流れを記載していますが（入力項目不足によるエラー含む）、帳票が作成できることが記載されていれば足りると判断し、本たたき台上は記載しません。<br>また、滞納処分費について記載していますが、帳票要件で定義されるため、本たたき台上は記載しません。 | a)左記「考え方・根拠」に記載の方針で問題ないかご確認ください。<br>b)その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないでしょうか。 | a)b)<br>・問題なし。(C市)<br>・公売に関する帳票を作成する機能は必要であり必須機能と考える。(E市)<br>・問題ありません。（なお、当市ではシステムから印刷される帳票の内容がうまく印刷されないことから、エクセルで作成しています。）(H市)<br>・確認しました。なお、当市が都道府県様式としているのは、不動産について東京都様の合同公売に参加させていただいているためです。(I市)<br>・記載の通り。(J市)<br>**【提案】たたき台はこのままとする。** |